

令和8年6月25日

高知県議会議長 明 神 健 夫 様

高知県議会総務委員会委員長 金 岡 佳 時

印

総 務 委 員 会 報 告 書

令和8年2月定例会において当委員会が付託を受けた事件について、審査又は調査した経過を次のとおり報告します。

委員会の活動状況

年 月 日	審 査 又 は 調 査 事 項	備 考
8.4.3	正・副委員長の互選について	
自8.4.14 至8.4.16	本庁の業務概要について	
8.4.27	出先機関等の業務概要について	高 知 方 面
8.5.1	〃	佐 川 ・ い の 方 面
8.5.11	〃	高知・香南・南国方面
8.5.12	〃	安 芸 ・ 安 田 方 面
自8.5.14 至8.5.15	〃	幡 多 方 面
8.5.19	〃	南 国 ・ 香 南 方 面
8.5.20	〃	高 知 ・ 檮 原 方 面
8.5.21	〃	高 知 方 面
8.5.26	〃	高知・土佐市方面
8.6.1	〃	田 野 ・ 室 戸 方 面
8.6.2	〃	土佐市・高知方面

以上、報告の詳細については、委員会記録又は調査出張報告書を参照してください。

令和8年6月25日

高知県議会議長 明 神 健 夫 様

高知県議会危機管理文化厚生委員会委員長 久 保 博 道

印

危機管理文化厚生委員会報告書

令和8年2月定例会において当委員会が付託を受けた事件について、審査又は調査した経過を次のとおり報告します。

委員会の活動状況

年 月 日	審 査 又 は 調 査 事 項	備 考
8.4.3	正・副委員長の互選について	
自8.4.14 至8.4.16	本庁の業務概要について	
8.5.12	出先機関等の業務概要について	高知・南国・香美方面
自8.5.14 至8.5.15	〃	幡 多 方 面
8.5.19	〃	高 知 方 面
8.5.20	〃	高 知 方 面
8.5.21	〃	高 知 方 面
8.5.25	〃	田 野 ・ 安 芸 方 面
8.5.26	〃	須 崎 ・ 高 知 方 面
8.5.29	〃	いの・佐川・高知方面
8.6.2	〃	南 国 ・ 香 美 方 面

以上、報告の詳細については、委員会記録又は調査出張報告書を参照してください。

令和8年6月25日

高知県議会議長 明 神 健 夫 様

高知県議会商工農林水産委員会委員長 横 山 文 人

印

商 工 農 林 水 産 委 員 会 報 告 書

令和8年2月定例会において当委員会が付託を受けた事件について、審査又は調査した経過を次のとおり報告します。

委員会の活動状況

年 月 日	審 査 又 は 調 査 事 項	備 考
8.4.3	正・副委員長の互選について	
自8.4.14 至8.4.16	本庁の業務概要について	
8.5.12	出先機関等の業務概要について	四万十町・須崎方面
8.5.13	〃	土佐市・須崎・高知方面
8.5.14	〃	香美・南国方面
8.5.19	〃	安芸・室戸方面
8.5.21	〃	南国・香南・高知方面
8.5.22	〃	高 知 方 面
自8.5.28 至8.5.29	〃	幡 多 方 面
8.6.2	〃	いの・佐川方面
8.6.4	〃	高 知 方 面

以上、報告の詳細については、委員会記録又は調査出張報告書を参照してください。

令和8年6月25日

高知県議会議長 明 神 健 夫 様

高知県議会産業振興土木委員会委員長 加 藤 漠

印

産 業 振 興 土 木 委 員 会 報 告 書

令和8年2月定例会において当委員会が付託を受けた事件について、審査又は調査した経過を次のとおり報告します。

委員会の活動状況

年 月 日	審 査 又 は 調 査 事 項	備 考
8.4.3	正・副委員長の互選について	
自8.4.14 至8.4.16	本庁の業務概要について	
8.5.12	出先機関等の業務概要について	高知・土佐市方面
8.5.14	〃	須崎・津野方面
8.5.15	〃	高 知 方 面
自8.5.18 至8.5.19	〃	幡 多 方 面
8.5.22	〃	安芸・北川・香南方面
8.5.26	〃	香美・香南・南国方面
8.5.28	〃	いの・越知・仁淀川方面
8.5.29	〃	本山・大豊・高知方面

以上、報告の詳細については、委員会記録又は調査出張報告書を参照してください。

令和8年6月25日

高知県議会議長 明 神 健 夫 様

高知県議会議会運営委員会委員長 上 田 貢 太 郎

印

議 会 運 営 委 員 会 報 告 書

令和8年2月定例会において当委員会が付託を受けた事件について、審査又は調査した経過を次のとおり報告します。

委員会の活動状況

年 月 日	審 査 又 は 調 査 事 項	備 考
8.4.3	(1) 委員長の互選について (2) 副委員長の互選について (3) 委員席の指定について (4) 本会議の運営等に関する申合せ事項について (5) 前期議会運営委員会からの引継事項について (6) 議員定数問題等調査特別委員の選任について (7) その他	
8.6.10	(1) 議員派遣について (2) その他	
8.6.19	(1) 6月定例会の日程及び運営について (2) 議員派遣について (3) 高知県都市計画審議会委員の推薦について (4) その他	

以上、報告の詳細については、委員会記録を参照してください。

意見書に関する結果について
(令和 8 年 2 月定例会における議決に関するもの)

1 自衛隊員の処遇改善及び退職自衛官の再就職促進に関する意見書

令和 8 年度予算では、自衛官の処遇改善等のための経費として、令和 7 年度予算の約 1.5 倍となる 5,814 億円が計上された。また、若年定年退職者給付金の給付水準の引上げや支給要件の緩和、若年定年退職した自衛官の再就職支援を 65 歳まで可能とする法律の改正案が今国会に提出されている。6 月 22 日時点では、衆議院で可決され参議院で審議中である。

2 中東情勢の早期沈静化と国民生活・地域経済への万全の対応を求める意見書

政府は、米国とイスラエルによるイランへの攻撃開始から 3 か月となる本年 5 月末までの間に、米国だけでなくイランや湾岸諸国とも関係を維持しながら外交的な働きかけを続けてきた。6 月 5 日時点では電話を含め関係各国と 45 回以上の外相会談を行っている。

湾岸諸国に滞在している邦人の安全な地域への退出においては、チャーター便 6 機を使い約 1,100 名が帰国している。加えて、ホルムズ海峡における自由で安全な航行の確保に向け、イラン側への働きかけをはじめとする外交努力により、これまでペルシャ湾内に滞留している日本人乗船船舶のホルムズ海峡の無事な通過や下船による邦人のペルシャ湾退出を実現している。

また、中東情勢に関する情報の収集・共有・提供を適切に行うとともに、中東地域の航行の安全、エネルギーの安定供給等の確保を図るため、「中東情勢に関する関係閣僚会議」を設置し、6 月 11 日時点で 10 回開催している。あわせて、石油製品・関連製品を含む重要物資の安定供給等を図るため、中東情勢に関する関係閣僚会議の下に、「中東情勢に伴う重要物資の安定的な供給確保のためのタスクフォース」が設置された。

これまでに、燃料油・石油製品の安定供給確保及び重要物資の安定的な供給確保の対応としては、国家備蓄原油の放出や代替調達、石油流通円滑化のための直接販売ルートの新設などが行われている。

さらに、中東情勢に影響を受ける医薬品、医療機器、医療物資等の確保に向け、安定供給上の課題の分析や対応策の検討をはじめとする総合的な対応を図るため、「中東情勢の影響を受ける医薬品、医療機器、医療物資等の確保対策本部」を設置し、政府備蓄の医療用手袋の放出を行うなどの対応を行っている。

そのほか、経済産業省を中心に関係省庁（厚生労働省、農林水産省、国土交通省など）が連携し、石油及び関連製品等に関する対応や中小企業・小規模事業者向けの支援等が確認できる中東情勢関連対策ワンストップポータルサイトが開設されている。

今後は、今国会において成立した総額 3 兆 1,135 億円の令和 8 年度補正予算により、家計支援を柱にガソリン補助金の継続や電気・都市ガス料金の負担軽減などの対策が実施される予定である。

なお、6 月 18 日に米国及びイラン双方が戦闘終結等に関する覚書に署名、発効

された。

高知県議会議長 明 神 健 夫 様

高知県知事 濱 田 省 司

印

議案の提出について

令和 8 年 6 月高知県議会定例会に、次に記載する議案を別紙のとおり提出します。

- 第 1 号 令和 8 年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第 3 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 4 号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 第 5 号 高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 6 号 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 7 号 高知県認定こども園条例等の一部を改正する条例議案
- 第 8 号 高知空港国際線ターミナルビルの指定管理者の指定に関する議案
- 第 9 号 県有財産（災害対応車両）の取得に関する議案
- 第 10 号 国道 494 号（第二川ノ内組橋上部工）防災・安全交付金工事請負契約の締結に関する議案
- 報第 1 号 令和 7 年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 報第 2 号 高知県税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告

8 高 人 職 第 83 号
令和 8 年 6 月 25 日

高知県議会議長 明神 健夫 様

高知県人事委員会委員長 門田 純一

印

地方公務員法第 5 条第 2 項の規定に基づく意見について（回答）

令和 8 年 6 月 25 日付け 8 高議議第 57 号で意見を求められました下記の条例議案につきましては、国の規則改正の趣旨を考慮したもの及び特別の法律により設立された法人のうち、県内の病院等の運営等を行う医療法人等であって、県がその事業に参画し、又は協力することが県の施策の推進に有益であると認められるものに職員を派遣することができることとするよう必要な改正をしようとするものであり、適当であると判断します。

記

第 2 号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
第 3 号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案

議 案 付 託 表

(総務委員会)

事件の番号	件 名	審査結果	備 考
第 1 号	令和 8 年度高知県一般会計補正予算（総務委員会が所管する部分。）		
第 2 号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案		
第 3 号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 4 号	高知県税条例の一部を改正する条例議案		
第 5 号	高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 6 号	高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案		
第 7 号	高知県認定こども園条例等の一部を改正する条例議案		
第 8 号	高知空港国際線ターミナルビルの指定管理者の指定に関する議案		
報第 1 号	令和 7 年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告		
報第 2 号	高知県税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告		

(危機管理文化厚生委員会)

事件の番号	件	名	審査結果	備	考
第 1 号	令和 8 年度高知県一般会計補正予算（危機管理文化厚生委員会が所管する部分。）				
第 9 号	県有財産（災害対応車両）の取得に関する議案				

(商工農林水産委員会)

事件の番号	件	名	審査結果	備	考
第 1 号	令和 8 年度高知県一般会計補正予算（商工農林水産委員会が所管する部分。）				

(産業振興土木委員会)

事件の番号	件	名	審査結果	備	考
第 1 号	令和 8 年度高知県一般会計補正予算 (産業振興土木委員会が所管する部分。)				
第 10 号	国道494号 (第二川ノ内組橋上部工) 防災・安全交付金工事請負契約の締結に関する議案				

議発第 2 号

修正動議の提出について

令和 8 年 6 月高知県議会定例会に、第 1 号令和 8 年度高知県一般会計補正予算に対する修正案を地方自治法第 115 条の 3 及び高知県議会会議規則第 17 条の規定により別紙のとおり提出します。

令和 8 年 7 月 10 日

高知県議会議長 明 神 健 夫 様

提出者 高知県議会議員 塚 地 佐 智

同 は た 愛

同 細 木 良

同 岡 田 芳 秀

同 岡 本 和 也

同 中 根 佐 知

別紙

第1号令和8年度高知県一般会計補正予算に対する修正案

第1号令和8年度高知県一般会計補正予算の一部を次のように修正する。

第1条中「3,040,070千円」を「2,821,543千円」に、「510,137,532千円」を「509,919,005千円」に改める。

第3条中「追加及び変更」を「変更」に改める。

第1表歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。

(抹消したのは原案、その上に記入したのが修正案)

(歳入)

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 繰入金		30,865,260	1,649,368 1,859,895	32,514,628 32,725,155
	2 基金繰入金	29,786,478	1,649,368 1,859,895	31,435,846 31,646,373
15 県債		47,103,800	6,200 14,200	47,110,000 47,118,000
	1 県債	47,103,800	6,200 14,200	47,110,000 47,118,000
歳入合計		507,097,462	2,821,543 3,040,070	509,919,005 510,137,532

(歳出)

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 観光振興費		4,179,785	0 218,527	4,179,785 4,398,312
	1 観光振興費	4,179,785	0 218,527	4,179,785 4,398,312
歳出合計		507,097,462	2,821,543 3,040,070	509,919,005 510,137,532

第2表債務負担行為補正の一部を次のように改める。

1 追加

(単位千円)

事項	期間	限度額
新県民体育館整備設計等委託料	令和8年7月13日から 令和11年3月31日まで	533,767

第3表地方債補正の一部を次のように改める。

~~1 追加~~

(単位千円)

起債の目的	限度額
スポーツ施設整備事業費	8,000

8 高財政第 192 号
令和 8 年 7 月 10 日

高知県議会議長 明 神 健 夫 様

高知県知事 濱 田 省 司

印

議案の追加提出について

令和 8 年 6 月高知県議会定例会に、次に記載する議案を別紙のとおり追加提出します。

第 11 号 高知県教育委員会の委員の任命についての同意議案

議発第1号

議案の提出について

令和8年6月高知県議会定例会に、議員を派遣することについて議会の決定を求める議案を別紙のとおり提出します。

令和8年7月10日

高知県議会議長 明 神 健 夫 様

提出者 高知県議会議員 上 田 貢太郎

同 坂 本 茂 雄

同 竹 内 健 造

同 今 城 誠 司

同 弘 田 兼 一

同 三 石 文 隆

同 畠 中 拓 馬

同 寺 内 憲 資

同 は た 愛

同 細 木 良

別紙

議員を派遣することについて議会の決定を求める議案

次のとおり議員を派遣することについて、高知県議会会議規則（昭和54年4月1日制定）第126条の規定により、議会の決定を求める。

1 パラグアイ県人会創立50周年及び日本人移住90周年記念等訪問への派遣

- (1) 目的 パラグアイ県人会創立50周年及び日本人移住90周年記念等訪問事業各種行事参加
- (2) 派遣場所 パラグアイ、ブラジル、アルゼンチン
- (3) 派遣日 令和8年8月19日から8月27日までの間
- (4) 派遣議員 久保博道議員、西内隆純議員の2名とし、欠員が生じた場合は、議長が別に指名することができる。

2 女性議員研究交流大会への派遣

- (1) 目的 地方議会でさらに女性が活躍しやすい環境整備につなげるとともに、大会参加を通じて女性議員間の一層の連携を深める。
- (2) 派遣場所 東京都
- (3) 派遣日 令和8年8月25日
- (4) 派遣議員 はた愛議員の1名とし、欠員が生じた場合は、議長が別に指名することができる。

3 計画の変更

派遣議員の事故、派遣先の都合や交通事情等により計画の変更を要する場合、その決定は議長が行う。

議発第4号

意見書議案の提出について

令和8年6月高知県議会定例会に「軽油引取税の課税免除特例措置の堅持を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

令和8年7月10日

高知県議会議長 明 神 健 夫 様

提出者 高知県議会議員 金 岡 佳 時

同 畠 中 拓 馬

同 浜 口 卓 也

同 槇 尾 絢 子

同 弘 田 兼 一

同 三 石 文 隆

同 西 森 雅 和

同 坂 本 茂 雄

同 岡 田 芳 秀

同 塚 地 佐 智

軽油引取税の課税免除特例措置の堅持を求める意見書

軽油に係る軽油引取税の課税免除特例措置については、令和 9 年 3 月 31 日をもって適用期限を迎えることとなっている。

軽油引取税については、このたび暫定税率が廃止され、令和 8 年 4 月から税率が 32.1 円から 15 円へ引き下げられたところである。しかしながら、鉱物の採掘事業及び農林漁業の用途に供する軽油に対する課税が再開されれば、本県の地域経済や基幹産業に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。

本県の鉱物採掘事業は、石灰石や砕石等の建設資材を供給し、社会資本整備や防災・減災対策を支える重要な役割を担っている。しかしながら、生産原価の上昇分を製品価格へ転嫁することは極めて困難であり、事業者は徹底したコスト削減に努めながら事業を継続している状況にある。軽油への課税が再開されれば経営への負担は一層増大し、政府が進める国土強靱化実施中期計画や南海トラフ地震対策に不可欠な建設資材の安定供給にも支障を来しかねない。

また、本県の農林水産業は、人口減少や高齢化による担い手不足に加え、資材価格や燃油価格の高騰、気候変動による生産環境の変化など、極めて厳しい経営環境に置かれている。特に漁業においては操業経費に占める燃油費の割合が高く、燃油コストの増加は直ちに経営を圧迫する要因となる。さらに、本県の広大な中山間地域を支える農業及び林業においても、機械作業や運搬作業に軽油は不可欠であり、課税再開による負担増は生産活動の縮小や離職、廃業を招くおそれがある。

農林水産業は、国民への食料の安定供給のみならず、森林整備や農地保全を通じた国土保全機能、水源涵養機能及び地域コミュニティの維持に重要な役割を果たしている。これらの産業の衰退は、食料安全保障の確保や地方創生の推進にも大きな影響を及ぼすものである。

軽油引取税の課税免除特例措置は、こうした公共性の高い産業の経営を支え、地域経済の維持・発展に大きく寄与してきた。課税が再開されれば、事業者の経営基盤を弱体化させるだけでなく、地域の雇用や産業基盤の維持にも深刻な影響を及ぼすことが強く懸念される。

よって、国におかれては、鉱物採掘事業及び農林漁業の持続的な発展と経営の安定を図り、国土強靱化に必要な資材並びに国民生活に不可欠な食料の安定供給を確保するとともに、中山間地域の維持・活性化を図るため、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 鉱物の採掘事業及び農林漁業の用途に供する軽油に係る軽油引取税の課税免除特例措置について、令和 9 年 4 月以降も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 明 神 健 夫

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
農 林 水 産 大 臣
経 済 産 業 大 臣
国 土 交 通 大 臣
内 閣 官 房 長 官

} 様

議発第 5 号

意見書議案の提出について

令和 8 年 6 月高知県議会定例会に「ドナーミルクの利用拡大を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

令和 8 年 7 月 10 日

高知県議会議長 明 神 健 夫 様

提出者 高知県議会議員 久 保 博 道

同 戸 田 宗 崇

同 土 森 正 一

同 上 田 貢 太 郎

同 今 城 誠 司

同 寺 内 憲 資

同 水 野 雪 絵

同 岡 本 和 也

同 中 根 佐 知

ドナーミルクの利用拡大を求める意見書

我が国では、出生時の体重が2,500グラム未満の低出生体重児が、約10人に1人の割合で生まれている。特に、医療的なケアや継続的な支援が必要とされる1,500グラム未満の極低出生体重児にとっては、感染症や合併症等のリスクを減らすため、出産後すぐに母乳を与えることが有効とされている。

しかし、早産や帝王切開など母体の健康状態等により、母親から十分な母乳が得られない場合があり、寄附された母乳であるドナーミルクを提供する母乳バンクの取組は極めて重要である。

現在、我が国では、一般社団法人日本母乳バンク協会と一般財団法人日本財団母乳バンクの2法人が国内3か所の母乳バンク拠点の運営を担い、ドナーミルクを医療機関に提供しているが、法的な仕組みとしては位置づけられていない。また、ドナーミルクの使用に伴う費用等が実質的に医療機関の負担となっていることに加え、ドナー登録における事務処理等が登録施設の拡充を阻んでいると考えられる。

よって、国におかれては、低出生体重児等の命を守り、その健やかな成長を支える観点から、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 医療機関がドナーミルクを必要とする乳児に十分提供できるよう、ドナーミルクの法的位置づけを一日も早く明確化すること。
- 2 ドナーミルクを安定的に供給するため、母乳バンクの運営、ドナーミルクの殺菌処理及びドナーの検査等に対する支援を行うこと。
- 3 ドナー登録者数を増やすため、産婦健康診査時や産後ケア等での周知機会の拡大を進めること。
- 4 ドナーミルクの重要性及び正しい知識について、医療現場及び国民に対し広く普及啓発を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議員 明 神 健 夫

内閣総理大臣
厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣
(こども政策) } 様

議発第 6 号

意見書議案の提出について

令和 8 年 6 月高知県議会定例会に「住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

令和 8 年 7 月 10 日

高知県議会議長 明 神 健 夫 様

提出者 高知県議会議員 久 保 博 道

同 戸 田 宗 崇

同 土 森 正 一

同 上 田 貢 太 郎

同 今 城 誠 司

同 寺 内 憲 資

同 水 野 雪 絵

同 岡 本 和 也

同 中 根 佐 知

住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書

住まいは社会保障の基盤であり、個人の尊厳を守るための不可欠な社会インフラである。しかしながら、長引く物価高騰や都市部を中心とした家賃相場の上昇は、低所得世帯や子育て世帯の家計を圧迫しており、過重な住宅費負担が生活困窮に拍車をかけている。また、単身高齢世帯の急増に伴い、賃貸住宅への入居拒否や孤独死への不安、老朽化した住まいの安全確保など、居住に関する課題は多岐にわたり、深刻化している。

現行の住居確保給付金や生活保護制度の住宅扶助も一定の役割を果たしているが、急激な社会情勢の変化や多様化する居住ニーズに十分対応し切れているとは言い難い。

よって、国におかれては、誰もが安心して住み続けられる社会の実現に向け、次の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

- 1 低所得者や子育て世帯を対象とした、既存のセーフティーネット住宅の家賃低廉化事業をはじめとする家賃補助制度の対象拡大と補助額の引上げを図ること。
- 2 居住支援法人等の活動を支援し、高齢者や子育て世帯への居住サポート住宅の整備や、孤独死への不安を解消するガイドラインの周知を推進すること。
- 3 高齢者の健康管理や遠隔見守りサービスを普及させるため、IoT技術等を活用した次世代住宅の実用化を推進し、高齢期に備えた相談体制を整備すること。
- 4 令和8年に実施される生活保護基準部会の検証を踏まえ、生活保護の住宅扶助基準額について、地域の家賃実態に即した適切な水準を確保するとともに、地域差を踏まえた柔軟な基準設定を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 明 神 健 夫

内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣

} 様

議発第7号

意見書議案の提出について

令和8年6月高知県議会定例会に「中東情勢を踏まえた地域産業及び国民生活への緊急措置を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

令和8年7月10日

高知県議会議長 明 神 健 夫 様

提出者 高知県議会議員 加 藤 漠

同 竹 内 健 造

同 桑 鶴 太 朗

同 下 村 勝 幸

同 西 森 美 和

同 岡 田 竜 平

同 は た 愛

中東情勢を踏まえた地域産業及び国民生活への緊急措置を求める意見書

令和８年３月の米・イラン衝突を契機とする中東情勢の緊迫化は、石油・石油化学製品のサプライチェーンを広く混乱させ、本県においても建設・塗装・物流・製造・農業など多岐にわたる産業分野で受注停止や着工不能等の深刻な影響が生じている。また、エネルギー価格や物価の高騰は医療・介護をはじめ国民生活全般に及んでおり、特に所得の相対的に低い世帯や高齢世帯ほど深刻な打撃を受けている。

国においては、燃料油の激変緩和措置の実施、電気・ガス料金支援、目詰まり解消への取組、補正予算の編成など各般の対応を進められているが、流通の目詰まりは地域において今なお残存し、事業者自らの責めに帰することのできない不測の事態による経営の窮迫は継続している。中東情勢の帰趨は予断を許さず、資金繰りへの支援及び国民生活の安定を図る措置の継続・拡充が急務である。

よって、国におかれては、次の事項について措置を講じるよう強く求める。

- 1 供給の偏り・流通の目詰まりの解消を引き続き最優先課題として位置づけ、地方の中小・小規模事業者の実態を丁寧に把握するとともに、川中・川下を含むサプライチェーン全体にわたる目詰まりを速やかにかつ確実に解消すること。
- 2 国及び地方公共団体が発注する公共工事・物品調達において、中東情勢を起因とする資材の供給不足や価格高騰により工期・納期に支障が生じている場合は、受注者の責めに帰することのできない事由として、工期の延長、設計変更並びにインフレスライド及び単品スライドを含む価格変動条項の適用を、発注機関が柔軟かつ積極的に運用するよう、国から全発注機関に対して徹底すること。
- 3 中東情勢を直接の原因とする経営悪化に対応するための運転資金融資については、事業者の責めによらない不測の事態に対するセーフティネットとして実質的に機能するよう、市場水準を明確に下回る低利に金利を設定した制度を整備し、事業者が実際に活用できるものとする。
- 4 エネルギー価格の高騰及び物価上昇による国民生活への打撃を最小化するため、電気・ガス料金の支援措置を状況に応じて継続するとともに、都市ガスの供給が及ばない地域のＬＰガス利用者も含め、あまねく恩恵が届くよう措置すること。また、医療・介護・食品など生活関連の幅広い産業分野においても燃料費・資材費高騰への支援を講じ、地域の社会基盤の維

持を図ること。

- 5 中東情勢を直接の原因として事業活動の縮小・休業を余儀なくされた事業者に対する雇用調整助成金の要件について、実情に即した柔軟な運用を行い、対象事業者への周知・相談支援を徹底すること。また、万が一離職を余儀なくされた労働者に対しては、雇用保険の給付その他の就労支援を迅速かつ適切に行い、必要に応じて制度の拡充を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 明 神 健 夫

衆 議 院 議 長	}	様
参 議 院 議 長		
内 閣 総 理 大 臣		
総 務 大 臣		
財 務 大 臣		
厚 生 労 働 大 臣		
農 林 水 産 大 臣		
経 済 産 業 大 臣		
国 土 交 通 大 臣		

議発第8号

意見書議案の提出について

令和8年6月高知県議会定例会に「核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

令和8年7月10日

高知県議会議長 明 神 健 夫 様

提出者 高知県議会議員 西 森 雅 和

同 西 森 美 和

同 寺 内 憲 資

同 は た 愛

同 細 木 良

同 岡 田 芳 秀

同 岡 本 和 也

同 中 根 佐 知

同 塚 地 佐 智

同 水 野 雪 絵

同 岡 崎 哲 也

同 岡 田 竜 平

同 坂 本 茂 雄

核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を 求める意見書

現在、国際社会では、ロシア連邦によるウクライナ侵略や中東情勢の悪化を背景に、極めて深刻かつ緊迫した状況が続いており、核保有国による核威嚇や核兵器使用の懸念が一段と高まっている。

こうした状況の下、核兵器の開発・保有・使用を全面的に禁止し、被害者支援や環境回復を規定する核兵器禁止条約（T P N W）は、核兵器の非人道性を国際法上明確に位置づける重要な枠組みとして、その意義を一層強めている。

同条約は2021年1月22日に発効し、本年2026年で5年を迎える。これまでに締約国会議が3回開催され、核軍縮の具体的進展、被害者支援、環境回復など、核廃絶に向けた具体的議論が積み重ねられてきた。

そして本年11月には、発効後初となる第1回再検討会議が開催される予定であり、これまでの取組を検証し、核なき世界に向けた国際的議論を前進させる重要な節目となる。

核兵器の使用は、人道上深刻かつ回復不能な被害をもたらし、国際社会の安全と人類の存続に重大な脅威を与えるものである。また、核兵器のない世界の実現は、世代を超えて取り組むべき最重要課題である。

唯一の戦争被爆国である我が国は、被爆の実相を国際社会と共有し、核兵器の非人道性への理解を広げる歴史的責務を負っている。しかし、現時点で日本は同条約を締結しておらず、国際的議論への関与が十分とは言えない。

こうした中、核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加は、日本が核廃絶に向けた明確な意思を国際社会に示す重要な一歩となる。オブザーバーとして参加することは、被爆の実相を世界に突きつけ、核兵器の非人道性を揺るぎない事実として国際社会に刻み込む行動であり、同時に日本が平和国家として歩む決意を、より確固たるものとして示すことにつながる。

よって、国におかれては、核兵器禁止条約第1回再検討会議へオブザーバーとして参加し、核兵器廃絶に向けた国際的議論に積極的に関与することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 明 神 健 夫

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣

} 様

議発第9号

意見書議案の提出について

令和8年6月高知県議会定例会に「衆議院議員定数の維持を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

令和8年7月10日

高知県議会議長 明 神 健 夫 様

提出者 高知県議会議員 塚 地 佐 智

同 は た 愛

同 細 木 良

同 岡 田 芳 秀

同 岡 本 和 也

同 中 根 佐 知

同 水 野 雪 絵

同 岡 崎 哲 也

同 岡 田 竜 平

同 坂 本 茂 雄

衆議院議員定数の維持を求める意見書

自由民主党と日本維新の会は共同で、国会に衆議院議員定数削減法案を提出した。与野党でつくる衆議院選挙制度に関する協議会で1年以内に結論を得られなければ、比例代表の定数を自動的に45削減する措置が盛り込まれている。

国際的に見ても既に少ない衆議院議員定数を削減すること自体の問題もさることながら、多様な民意を反映する役割を果たしてきた比例選挙区のみを削減すれば、議会と民意との乖離が広がり、ひいては議会制民主主義の正当性さえ揺るがしかねない。

比例定数45の削減を2020年国勢調査の人口に基づき配分した場合、本県を含む四国比例区は現行の6から4へ2減となり、減少率は33%となる。定数最多の南関東比例区は23から17への6減、減少率は26%となり、地域間格差も拡大する。

また、比例区の削減は、大政党には有利に働き、中小政党の議席数減につながる。少数意見を含む多様な民意が国会に反映されてこそ、健全な議論を行うことができる。

よって、国におかれては、少数意見を含む多様な民意を反映するため、比例区を含め衆議院議員定数を維持するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 明 神 健 夫

衆 議 院 議 長 }
参 議 院 議 長 } 様
内 閣 総 理 大 臣 }

議発第10号

意見書議案の提出について

令和8年6月高知県議会定例会に「全てのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

令和8年7月10日

高知県議会議長 明 神 健 夫 様

提出者 高知県議会議員 西 森 美 和

同 寺 内 憲 資

同 西 森 雅 和

同 水 野 雪 絵

同 岡 崎 哲 也

同 岡 田 竜 平

同 坂 本 茂 雄

同 畠 中 拓 馬

同 依 光 美代子

全てのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を
求める意見書

近年、家族等の介護や世話を無償で担うケアラーの負担が深刻な社会問題となっている。ケアラーが抱える問題は、肉体的な疲弊にとどまらず、精神的な孤立、経済的な困窮、そして学びや就業の機会喪失など、人生のあらゆる局面に多大な影響を及ぼしている。とりわけヤングケアラーについては、法改正により、国及び地方公共団体による支援は法的に努力義務が課されている。

一方で、ケアラーはこどもに限られるものではなく、働きながら家族を介護するワーキングケアラー、育児と介護を同時に担うダブルケアラー、高齢の配偶者を支える高齢ケアラーなど、その実態は多様化・複雑化しており、誰もが当事者となり得る状況にある。

国においても、「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、年代や就労の有無を問わずケアラー支援の必要性が明記されたが、現在の取組は地方公共団体への支援にとどまり、ケアラー全体を対象とした包括的な法制度はいまだ整備されていない。

現在の支援は、介護、障害、子育てなどの制度の枠組みごとに分かれており、ケアラー本人への支援は十分とは言えず、地域や自治体によって支援内容にも差が生じている。

よって、国におかれては、全てのケアラーが個人の尊厳を保ち、社会から孤立することなく、安心して生活し、就労や学びなど社会参加を継続できるよう、次の事項について速やかに取り組むよう強く求める。

- 1 ヤングケアラーに限らず、全てのケアラーを対象とした包括的な支援の基本理念を明確にすること。
- 2 ケアラーを支援するための実態把握、相談支援、情報提供、休息の確保等について、分野横断的に取り組む法的枠組みを整備すること。
- 3 地方公共団体が地域の実情に応じた支援を安定的に実施できるよう、必要な財政措置を講じること。
- 4 ケアラー支援に関する国民の理解を深めるための普及啓発を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議員 明 神 健 夫

内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣
（こども政策）

} 様

議発第11号

意見書議案の提出について

令和8年6月高知県議会定例会に「奨学金返済負担の軽減及び金利上昇への支援強化を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

令和8年7月10日

高知県議会議長 明 神 健 夫 様

提出者 高知県議会議員 塚 地 佐 智

同 は た 愛

同 細 木 良

同 岡 田 芳 秀

同 岡 本 和 也

同 中 根 佐 知

同 水 野 雪 絵

同 岡 崎 哲 也

同 岡 田 竜 平

同 坂 本 茂 雄

奨学金返済負担の軽減及び金利上昇への支援強化を求める意見書

近年の物価高騰や実質賃金の伸び悩みに加え、日本銀行の金融政策変更に伴う金利上昇の動きは、奨学金を返済している若者や子育て世代に大きな影響を及ぼしている。

現在、日本学生支援機構（JASSO）の奨学金には、給付型、無利子貸与型（第一種）、有利子貸与型（第二種）の3区分があり、学力や家計基準が緩やかな有利子奨学金の利用者は、2024年度で約62万人と最も多い。この第二種奨学金は、卒業後の返済が若者の将来に重い負担となつてのしかかり、結婚や出産、住宅購入などの人生選択を阻害する大きな要因ともなっている。

日銀の金融政策見直しに伴う金利上昇で、有利子奨学金の返還負担が、個人の努力では対応できないレベルで急増している。返還期間中の金利が変わらない利率固定方式では、2022年3月には0.369%であった利率が、2026年3月には2.423%へと跳ね上がっており、奨学金の利率は、貸与終了時（卒業時）の数値が適用されるため、2026年3月に卒業する学生は、僅か4年前の卒業生と比較して約6倍もの利率を課されることとなる。

平均的な借入額336万円を20年かけて返済する場合を例にすると、2022年3月時点の利率では返還総額は約349万円だが、2026年3月時点の利率を適用すると約424万円となる。物価高騰での金利上昇による利子負担の増大で、返済困難リスクが高まっている中、卒業年次が4年異なるだけで、返還総額に約75万円もの格差が生じるという不条理な事態を看過することはできない。教育は次の時代を担う人材を育成する未来への投資であり、経済的理由により学びを断念することや、教育債務が若者の活力を奪うことは、社会全体にとって大きな損失だと言える。

本県においても、若者の定住促進、人口減少対策、地域経済の活性化などが重要な課題となる中、奨学金返済負担の軽減は喫緊の課題となっている。

よって、国におかれては、教育の機会均等と若者の将来設計を保護するため、次の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

- 1 有利子奨学金利用者に対し、金利上昇による返済負担増加を抑制するための支援措置を講じること。
- 2 奨学金返済者に対する返還支援制度を拡充し、地方自治体や企業が実施する返済支援事業への財政支援を強化すること。
- 3 給付型奨学金の対象拡大及び支給額の充実を図り、将来的な返済負担の軽減を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 明 神 健 夫

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣

} 様

議発第 12 号

決議議案の提出について

令和 8 年 6 月高知県議会定例会に「令和 8 年度一般会計補正予算 新高知県民体育館整備事業に関する附帯決議」議案を別紙のとおり提出します。

令和 8 年 7 月 10 日

高知県議会議長 明 神 健 夫 様

提出者 高知県議会議員 水 野 雪 絵

同 岡 崎 哲 也

同 岡 田 竜 平

同 坂 本 茂 雄

令和８年度一般会計補正予算 新高知県民体育館
整備事業に関する附帯決議

新高知県民体育館整備事業については、総事業費208億9,000万円という巨額の投資に対し、物価高騰等による上振れ等による財政負担、並びに南海トラフ巨大地震時における津波浸水及び液状化リスクへの懸念、多様な施設の機能集中による動線なども含めた利用時の困難性等、パブリックコメントにおいて県民から多くの慎重論が寄せられている。

また、本会議の質疑を通じても本事業の執行にあたって、県民の生命・安全の確保と財政の健全性を担保するために、現時点では万全が期されているとは言い難い面が明らかとなった。

このことから、補正予算どおり基本設計・実施設計が一体での公募手続きと並行した解体設計・解体工事の着手では、不足の事態による後戻りができない状況を招きかねないことが懸念される。

よって下記の事項を履行することで、県民が納得のできる新体育館の整備が図られることの説明がなされるまでは、事業予算の執行を段階的に留保することを求める。

- 1 県は、本予算の成立後行われる設計者の公募において、応募条件（要求水準仕様書）として、最大収容時におけるイベント終了時の円滑な退場動線、並びに激甚災害発生時における非難・孤立回避を想定した「人流シミュレーション」の実施等を前提とすること。
- 2 県は、上記結果を含む基本設計が完了した段階で、最新の物価上昇を反映した総事業費の再試算及び年間の赤字補填額（指定管理費）、適切な工期の見通しの最新シミュレーションを速やかに実施し、これらを県議会に対して詳細に報告すること。
- 3 建設予定地における津波・液状化リスク、地質調査等の客観的データ等に基づき、防災拠点としての機能及び地下駐車場の安全性が担保できるか改めて「専門家による第三者検証」を行い、その結果を議会に報告すること。
- 4 上記２及び３の報告に対し、県議会の審査を経て、その妥当性が承認されるまでは、次段階である「実施設計の契約」及び「解体設計・解体工事の契約」を留保する。

以上、決議する。

高 知 県 議 会

令和8年7月10日

高知県議会議長 明 神 健 夫 様

高知県議会 総務委員会委員長 金 岡 佳 時

印

同 危機管理文化厚生委員会委員長 久 保 博 道

印

同 商工農林水産委員会委員長 横 山 文 人

印

同 産業振興土木委員会委員長 加 藤 漠

印

同 議会運営委員会委員長 上 田 貢太郎

印

継 続 審 査 調 査 の 申 出 書

当委員会は、閉会中もなお次の事件について、継続して審査並びに調査を要するものと決定したから、高知県議会会議規則第73条の規定により申し出ます。

記

総 務 委 員 会

- 1 県行政の総合的な企画調整に関すること。
- 2 人口減少対策及び中山間対策の総合的な企画調整に関すること。
- 3 広報広聴に関すること。
- 4 デジタル化の推進に関すること。
- 5 公共交通その他運輸に関すること。
- 6 県の行政一般に関すること。
- 7 職員に関すること。
- 8 県の歳入歳出予算、税その他の財務に関すること。
- 9 市町村その他公共団体の行政一般に関すること。
- 10 学校教育及び社会教育に関すること。
- 11 公共の安全と秩序の維持に関すること。
- 12 会計事務に関すること。

危機管理文化厚生委員会

- 1 県の危機管理の総合的な調整に関すること。
- 2 消防及び防災に関すること。
- 3 産業の保安に関すること。
- 4 健康及び保健衛生に関すること。
- 5 社会福祉に関すること。
- 6 社会保障に関すること。
- 7 次世代育成に関すること。
- 8 男女共同参画に関すること。
- 9 文化振興に関すること。
- 10 国際交流に関すること。
- 11 私立学校及び大学に関すること。
- 12 消費生活、交通安全その他の県民生活に関すること。
- 13 文化財の保護に関すること。
- 14 電気事業及び工業用水道事業に関すること。
- 15 病院事業の運営に関すること。

商工農林水産委員会

- 1 商業に関すること。
- 2 工鉱業に関すること。
- 3 計量に関すること。
- 4 労働に関すること。
- 5 農業に関すること。
- 6 主要食糧の需給調整に関すること。
- 7 林業及び森林に関すること。
- 8 自然環境の保全に関すること。
- 9 循環型社会の推進に関すること。
- 10 水産業に関すること。

産業振興土木委員会

- 1 産業振興の総合的な企画調整に関すること。
- 2 地域振興に関すること。
- 3 統計に関すること。
- 4 観光に関すること。
- 5 スポーツ振興に関すること。
- 6 道路及び河川に関すること。
- 7 都市計画に関すること。
- 8 住宅及び建築に関すること。
- 9 港湾その他土木に関すること。

議会運営委員会

- 1 議会の運営に関すること。
- 2 次期議会の会期、日程等に関すること。
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関すること。
- 4 議長の諮問に関すること。

委員会審査結果一覧表

議案関係		事件		名	所管委員会		審査結果	備考
事件の番号					総務	委員		
第1号		令和8年度高知県一般会計補正予算			危機管理文化厚生委員会	会	原案可決	賛成多数
					商工農林水産委員会	会	"	"
					産業振興土木委員会	会	修正案否決	賛成少数
					産業振興土木委員会	会	原案可決	賛成多数
第2号		職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案			総務	委員	原案可決	全会一致
第3号		公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案			総務	委員	"	"
第4号		高知県税条例の一部を改正する条例議案			総務	委員	"	"
第5号		高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例議案			総務	委員	"	"
第6号		高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案			総務	委員	"	"
第7号		高知県認定こども園条例等の一部を改正する条例議案			総務	委員	"	"
第8号		高知空港国際線ターミナルビルの指定管理者の指定に関する議案			総務	委員	"	"
第9号		県有財産（災害対応車両）の取得に関する議案			危機管理文化厚生委員会	会	"	"
第10号		国道494号（第二川ノ内組橋上部工）防災・安全交付金工事請負契約の締結に関する議案			産業振興土木委員会	会	"	"
報第1号		令和7年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告			総務	委員	承認	全会一致
報第2号		高知県税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告			総務	委員	"	"

令和8年6月高知県議会定例会議決一覧表

議案関係

事件の 番号	件名	議決結果	議決 年月日
第1号	令和8年度高知県一般会計補正予算 〔議発第2号「令和8年度高知県一般会計補正予算に 対する修正案」を否決〕	原案可決	8.7.10
第2号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案	〃	〃
第3号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改 正する条例議案	〃	〃
第4号	高知県税条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第5号	高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関す る条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第6号	高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支 援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定め る条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第7号	高知県認定こども園条例等の一部を改正する条例議案	〃	〃
第8号	高知空港国際線ターミナルビルの指定管理者の指定に関 する議案	〃	〃
第9号	県有財産（災害対応車両）の取得に関する議案	〃	〃
第10号	国道494号（第二川ノ内組橋上部工）防災・安全交付金 工事請負契約の締結に関する議案	〃	〃
第11号	高知県教育委員会の委員の任命についての同意議案	同意	〃
報第1号	令和7年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告	承認	〃
報第2号	高知県税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告	〃	〃
議発 第1号	議員を派遣することについて議会の決定を求める議案	原案可決	〃
議発 第4号	軽油引取税の課税免除特例措置の堅持を求める意見書議 案	〃	〃
議発 第5号	ドナーミルクの利用拡大を求める意見書議案	〃	〃
議発 第6号	住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書議 案	〃	〃
議発 第7号	中東情勢を踏まえた地域産業及び国民生活への緊急措置 を求める意見書議案	〃	〃
議発 第8号	核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加 を求める意見書議案	否決	〃
議発 第9号	衆議院議員定数の維持を求める意見書議案	〃	〃
議発 第10号	全てのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整 備を求める意見書議案	〃	〃
議発 第11号	奨学金返済負担の軽減及び金利上昇への支援強化を求め る意見書議案	〃	〃
議発 第12号	令和8年度一般会計補正予算 新高知県民体育館整備事 業に関する附帯決議案	〃	〃

人口減少対策調査特別委員会報告書

令和8年7月10日

高知県議会人口減少対策調査特別委員会

目次

人口減少対策調査特別委員会報告書	1
1 はじめに	2
2 人口の動き	2
3 本県の人口減少対策	5
4 参考人からの意見聴取	8
5 県内外の調査	13
6 人口減少対策に関する要請	29
7 さいごに	33
【資料編】	
■委員会の活動状況	35
■人口減少対策調査特別委員会名簿	38

令和8年7月10日

高知県議会議長 明神 健夫 様

高知県議会人口減少対策調査特別委員会

委員長 上治 堂司

印

人口減少対策調査特別委員会報告書

当委員会が、令和6年6月定例会において付託を受けた「高知県の人口減少対策に関する事項」について、これまでの調査、検討の状況を報告書として取りまとめたので、次のとおり報告する。

1 はじめに

人口減少対策調査特別委員会は、令和6年6月定例会において、県政の最重要かつ喫緊の課題である本県の人口減少対策について、調査・検討を行うため設置された。

本特別委員会では、本県の人口減少対策の現状と課題について幅広く調査し、情報収集を進めてきた。また、県行政以外の専門的な知識や視点を有する方々からの意見聴取や意見交換を通じて議論を深め、本県が目指すべき方向性や、県として取り組むべき人口減少対策について集中的に調査・検討を行ってきた。

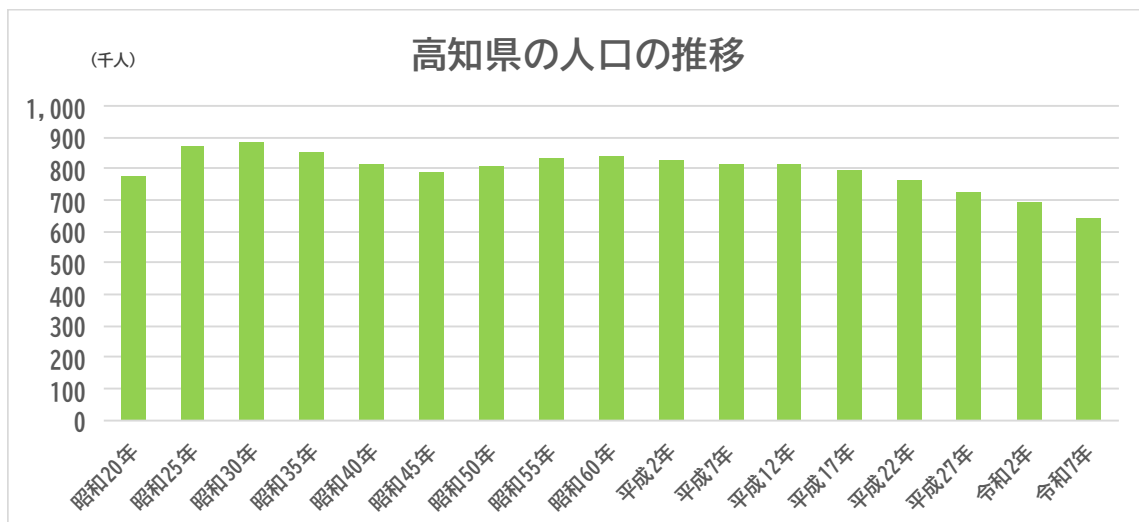
なお、別表「委員会の活動状況」に示すとおり、これまで21回にわたり委員会を開催し、執行部からの意見聴取や県内外の市町村等への精力的な現地調査を実施した。

人口減少対策は非常に幅広く、多岐にわたる分野にまたがる課題ではあるが、これまでの委員会活動を通じて得られた施策や課題に関する学びを整理し、今後の人口減少対策に資するよう、本特別委員会報告書として取りまとめた。

2 人口の動き

(1) 高知県の人口の動き

本県は日本全国で見ても人口減少と高齢化が非常に進んでいる地域の一つである。戦後の高度経済成長期には一時的に人口が増加したが、昭和30年代以降、特に平成の時代から人口減少が続いている。令和7年（2025年）の国勢調査（速報値）によると、本県の人口は約64万人となり、昭和35年（1960年）の約85万人から約21万人減少している。これは全国的な人口減少傾向よりも深刻であり、人口減少の速度が加速している状況である。



(出典) 総務省「国勢調査」

ア 自然増減

本県では平成2年（1990年）に初めて死亡数が出生数を上回る自然減となり、その後その傾向が続いている。令和7年（2025年）の人口動態統計によると、出生数は統計開始以来最少の3,079人に落ち込んだ。合計特殊出生率は昭和40年（1965年）以降低下し、平成21年（2009年）には1.29まで下がったが、その後一時上昇も平成30年（2018年）以降再び減少、令和7年（2025年）は1.29となった。出生数減少の主因は、若年女性人口の県外流出や未婚・晩婚化による婚姻率の低下にある。婚姻率は全国平均を下回り、初婚平均年齢も上昇傾向にある。合計特殊出生率が人口を長期的に一定に保てる水準（人口置換水準）2.07を下回る少子化が半世紀以上続き、若年人口減少と少子化の負の連鎖が進行している。

イ 社会増減

住民基本台帳人口移動報告によると、本県では県外への転出者数が転入者数を上回る転出超過（社会減）が続いている。特に高度経済成長期やバブル期、リーマンショック前に大きな転出超過があった。平成21年度以降も年間約2,000人の転出超過が続いたが、令和2年（2020年）の新型コロナ禍で減少し、令和4年（2022年）には一時的に転入超過に転じたものの、これは外国人転入増加によるものである。令和5年度（2023年）には再び転出超過が拡大した。年齢別では15～24歳が大きな割合を占めており、進学や就職による県外流出が主な要因である。男女別では女性の転出超過が一貫して男性を上回り、コロナ禍で特に顕著になっている。

ウ 年齢別の人口の動き

本県では若年層の県外流出が続き、農林水産業中心の産業構造が原因で都市部への移動が多い。また高齢化が進み、令和2年（2020年）の国勢調査によると65歳以上が35.9%と全国平均を上回る。これにより生産年齢人口が減少し、介護や医療負担が増大する一方、支える働き手が不足し、地域経済や社会保障、コミュニティの維持に深刻な影響が出ている。令和6年10月1日時点の人口推計の年齢区分ごとの推移は次のとおりとなっている。

(ア) 15 歳未満人口

6 万7, 000人で前年に比べ3, 000人の減少、割合は0. 3ポイント低下し10. 2%と過去最低となっている。

(イ) 15～64歳人口

34万8, 000人で前年に比べ7, 000人の減少、割合は53. 1%で前年に比べ0. 1ポイント低下となっている。

(ウ) 65歳以上人口

24万人で前年に比べ2 万人の低下、割合は0. 4ポイント増加し36. 7%と過去最高。うち75歳以上人口は14万2, 000人で、前年に比べ4, 000人の増加、割合は1. 0ポイント上昇し21. 7%と過去最高になっている。

(2) 都道府県別の人口の動き

令和 6 年（2024年）10月1日現在の人口推計によると、東京都が1, 417万8, 000人と最も多く、次いで神奈川県（922万5, 000人）、大阪府（875万7, 000人）となっており、以下人口700万人台が 2 県、600万人台が 1 県、500万人台が 3 道県、300万人台が 1 県、200万人台が 5 府県、100万人台が21県、100万人未満が11県となっている。全国に占める割合をみると、東京都が最も高く、全国人口の11. 5%を占めている。人口増減を都道府県別にみると、東京都と埼玉県の 2 都県が人口増となっており、その他の45道府県は人口減となっている。

ア 自然・社会増減

すべての都道府県が前年に引き続き自然減となっている。人口が増加した東京都と埼玉県は、共に自然減・社会増となる一方で、人口が減少した45道府県のうち、22道府県が自然減・社会増、23県が自然減・社会減となっている。

なお、自然減少率は、高い順に秋田県の1. 56%、青森県1. 30%、岩手県の1. 27%などとなっている。社会減少率は、高い順に青森県0. 37%、高知県の0. 32%、秋田県の0. 31%などとなっている。

イ 年齢別の動き

(ア) 15歳未満人口

割合の高い順に沖縄県の15.8%、滋賀県及び佐賀県の12.7%、熊本県の12.6%、宮崎県及び鹿児島県の12.5%などとなっている。一方、低い順に秋田県の8.8%、青森県の9.8%、北海道の9.9%などとなっている。

(イ) 15～64歳人口

割合の高い順に東京都の66.8%、神奈川県63.1%、愛知県の62.0%などとなっている。一方、低い順に秋田県が51.6%、島根県及び高知県が53.1%、鹿児島県が53.3%などとなっている。

(ウ) 65歳以上人口

割合の高い順に秋田県の39.5%、高知県の36.6%、青森県及び徳島県の35.7%などとなっており、36道県で30%以上となっている。一方、低い順に東京都の22.7%、沖縄県の24.2%、愛知県の25.8%などとなっている。うち75歳以上人口の割合をみると、高い順に秋田県の22.0%、高知県の21.6%、山口県の20.9%などとなっており、6県で20%を上回っている。

なお、15歳未満人口の割合が75歳以上人口の割合を下回っているのは、46都道府県となっており、上回っているのは沖縄県のみとなっている。

昭和から現在にかけて、日本の各都道府県の人口動向は、大きく二つの傾向に分かれている。都市部や経済活動が活発な地域では人口が増加、あるいは安定している一方で、地方の多くの地域では人口減少と高齢化が進行し、地域格差が顕著になっている。

3 本県の人口減少対策

本県では多角的かつ包括的な視点で人口減少対策に取り組むことで、県民一人ひとりが安心して暮らし、活力ある地域社会を構築することを目指している。これらの施策を通じて、将来的な持続可能性と地域の「元気」を創出し、長期にわたる人口減少の克服に挑戦している。

(1) これまでの取組及び総括

本県は、人口減少と少子高齢化に伴う課題に対し、平成27年に「高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少の歯止めと地域活性化を推進し、地域における雇用創出や子育て環境の充実など多角的な施策を展開してきた。

しかし、地域の魅力向上や社会基盤の整備を通じて、県内各地域の実情に応じた対応を進めたものの、人口の減少傾向は依然として続いている。そのため、より戦略的かつ効果的な取組とするため、令和6年3月に「高知県元気な未来創造戦略」を策定し、取り組むこととした。

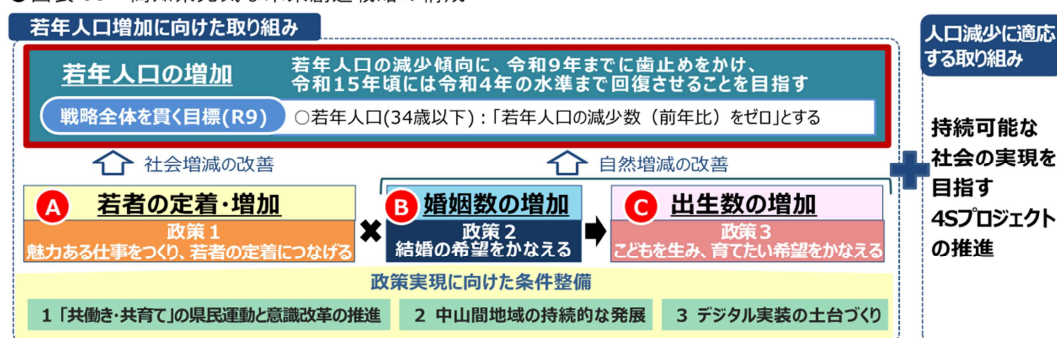
(2) 戦略の全体像

「高知県元気な未来創造戦略」では、人口減少問題の克服に向け、「若者の定着・増加」、「婚姻数の増加」、「出生数の増加」の3つの観点から、施策を抜本強化していくこととし、戦略における政策と政策実現に向けた条件整備を下図のとおり設定した。

また、令和7年度からは、新たな視点として、人口減少に適応した持続可能な社会の実現を目指して、「4S(※)プロジェクト」を推進するとしている。

※Smart Shrink for Sustainable Society（持続可能な社会の実現に向けた賢い縮小）

●図表 38 高知県元気な未来創造戦略の構成



出典：高知県元気な未来創造戦略

(3) 若者の定着・増加に向けた取組

本県に多くの若者が戻ってくることができる、また県外に出て行かなくても誇りを持って働くことができるよう、県内に魅力ある仕事を創出し、若者、とりわけ女性の県内就職を促進するとともに、県外からも数多くのUターン・Iターンを呼び

込むための取組が必要である。そのため、事業者の生産性向上による賃上げ環境の促進や、非正規雇用労働者の正規化といった安定的な雇用の創出などによって若者の所得向上を推進するとともに、ＩＴ・コンテンツ企業をはじめとする事務系企業の誘致をさらに進めている。加えて、県外の若者や女性向けのＵターン施策を強化するとともに、就職や転職に伴う県外転出の抑制対策等により、移住・定住対策の充実を図っている。

（４）婚姻数の増加に向けた取組

若者人口の減少と未婚化が進行したことにより婚姻数の減少に歯止めがかからない状況であり、これまでより一歩踏み込んだ対策が必要である。そのため、特に出会いの機会が少ない中山間地域を意識し、地域のイベントと連携した多様な出会いの機会を創出している。また、「こうち出会いサポートセンター」において、民間企業と連携し、出会いから成婚まで寄り添った支援を強化するなど、出会いの機会の拡充や結婚支援の取組を強化している。

（５）出生数の増加に向けた取組

出生の希望をかなえるため、不妊治療への支援のあり方の検討や産後ケアの利用拡大を図ることに加え、安心して子育てできる環境づくりとして、子育て経験者による相談しやすい体制の整備や地域ボランティアの参画などによる住民参加型の子育て支援の充実を図り、子育ての不安感の解消を図っている。さらに、子育て家庭を対象としたサービスや施設整備を行う企業及び仕事と家庭の両立支援を実施する企業を増やし、社会全体で子育て家庭を応援する仕組みの構築と機運醸成を図っている。

（６）政策実現に向けた条件整備についての取組

本県では、共働き・共育ての生活スタイルの推進を重要視しており、県民運動による意識改革を進めている。特に若い女性に本県を選んでもうらうためには「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な性別役割分担意識を解消する必要があるとしている。そのため、「男性の育児休業取得は当たり前」という社会の早期実現を目指し、県が率先して共働き・共育ての生活スタイルを推進し、社会全体の意識改革

を県民運動として進めている。

また、中山間地域の持続的な発展を図るため、「中山間地域再興ビジョン」に基づき、「若者を増やす」「暮らしを支える」「活力を生む」「しごとを生み出す」の4つの柱のもとで、目指す中山間地域像の実現に向け少子化対策と一体化させた新たな中山間対策を推進している。

さらに、デジタル実装の土台づくりとして、中山間地域での情報通信環境の格差解消に努め、ブロードバンド未整備地域や携帯電話不感地域を解消する情報通信インフラの整備を進めるとともに、デジタル人材の育成・確保にも力を入れている。

これらの3つの政策と条件整備の対策を総合的に推進することで、若者の定着と増加、そして出生数の増加につながる好循環を生み出し、若年人口の減少に歯止めをかけることを目指して取り組んでいる。

(7) 4Sプロジェクトについて

令和7年度版の戦略から新たな視点として、若年人口の減少そのものに歯止めをかける「抑制策」としての取り組みに加えて、人口減少への「適応策」として、スマートシュリンク（賢い縮小）の視点で「4Sプロジェクト」を推進している。全国に先駆けて人口減少が進む中、同プロジェクトに果敢に挑戦し、効率的で持続可能な社会の実現と県民生活の質の向上を図っている。

4 参考人からの意見聴取

本特別委員会では、有識者2名、県内事業者2名を参考人として意見聴取を行った。

(1) 高知大学教育学部 森田 美佐 教授 (R6.10.15)

日本の2070年の人口構造は、65歳以上の高齢者が人口の約38%を占め、総人口は約8,700万人程度まで減少することが予想されている。

1980年代までは少子化はそれほど問題にはなっていなかったものの、1990年代以降、保育充実を目指すエンゼルプランなどの少子化対策が具体化した。2000年代に入るとワーク・ライフ・バランスの概念が政策に取り入れられ、男性の育児参加も重視されるようになった。2010年代には、若者の自立支援や出産支援などがさらに拡大した。

それにもかかわらず少子化問題が解決しない背景には、性別による役割分担や、いわゆる3歳児神話など母親が育児に専念すべきとの社会的通念が依然残存し、男性の育児・家事参加が進んでいない実態がある。さらに家庭内の事情として、家事の大半を妻が担っており、夫婦で家事や子育てを分担できている家庭は一部である。高知県で実施した調査では、母親の子育ての最たるサポーターは夫ではなく妻の実母であり、父親は子どもと遊ぶことには参加していても、夜泣きの対応や病児看護などへの参加はまだ少ない。また、共働きでは夫の仕事時間が長く、妻の休養時間が少ない状況がある。

若者の婚姻率の引き上げには、安定的な就業と所得引き上げが重要であり、非正規雇用から正規雇用への移行が鍵である。また、日本では、女性が出産や育児を機に非正規になり、賃金の伸び悩みやキャリアの停滞、いわゆるチャイルドペナルティの構造がある中で問題が解決するのか。これに加えて、職場でのアンコンシャス・バイアスや働く母親を迷惑だと考える「子もちさま」問題も存在している。

子どもを育てるには、大人を育てないといけない。子育ての事実を分かっている「分かる大人」、生活能力を備え自立している「できる大人」、前向きな言葉を発したり提案ができたりする「挑む大人」という3つのタイプの大人を育成し、こうした挑む大人たちに寄り添った政策が必要である。

【委員の意見】

○非正規という働き方も一つの選択肢である。ただ、その正規と非正規の間の賃金格差がかなりあるので、どちらかといえば、その働き方を認めた上で、賃金格差を縮減していくという政策がやっぱり必要であると感じた。

○元々デジタルは、新たな時代の潮流ということでやっているが、少しでも家事に充てられるように、デジタル化、スマート化を図っていくことが、企業も、働く方も、当然、家庭にも寄与していくという観点も必要ではないか。

(2) 明治大学農学部 小田切 徳美 教授 (R6.10.29)

人口減少問題は、緩和策と適応策の両方が必要である。緩和策は、少婚化の改善や子育て支援、働き方改革などである。一方、適応策として人口減少下でも幸せに暮らせる地域づくりが重要であり、緩和策と適応策の両者が好循環の関係にあることを追求するのが非常に重要なポイントである。

人口減少問題における国と地方の役割分担は、緩和策では、出生数、出生率の改善のための諸対応を国がオールジャパンで行い、人口減少は移住という対応策も含むため国と地方が協働して行う。適応策では、過疎法をはじめとする格差是正を国が行い、地方は地域の内発的発展に力を入れる分担となる。

高知県の元気な未来創造戦略における取組は、ローカルイニシアチブであり、この取組の実施により国への対策強化の要請が一層可能となると考えると意欲的であると言える。

地域づくりとは、人口が減少し地域が低密度になっても持続化できる地域、自身の解釈の持続的低密度居住地域（後述する「にぎやかな過疎」）の創造であり、人材、コミュニティ、仕事の3者の取組の好循環をつくっていくことがポイントである。

また、国交省で関係人口の量的把握を行ったところ、祭りの裏方のような地域の支援に直接関わる積極的關係人口が1集落当たり3～4人いる計算になるが、実際は一部地域に集まるまだら現象が生じている。

そのような中、人口は減少するが人材が増加する新しい地域像である、「にぎやかな過疎」が形成され始めている。そこでは、多様なプレーヤー（人材）の交錯が見られ、地域はワイワイ・ガヤガヤ、人が人を呼ぶ、多様な人材のごちゃまぜの場（地域の縁側）があり、地域外との交流を地域内のエネルギーにすることで、内発的な発展が促され、条件によっては人口再生産力も向上する。

「にぎやかな過疎」とは都市を含めた我が国の地域のあるべき姿であり、これを追求することが人口減少対策の一つの方向性である。人口が減少しなければ何でもいいというのではなく、私たちが社会のイメージを持ち、何のための人口減少対策なのかを考えればより高次の目標になりうる。

【委員の意見】

○コミュニティの在り方、まちづくりのポイントは数を追求するのではなく、集落、地域としての質を高めていくことが重要。

○市町村交付金について、自治体に対する目標設定の在り方や予算をどの部分に重点を置くか、課題もあるのではないかな。

(3) NPO法人LIFE 井上 義之 代表理事 (R7.10.14)

平成30年(2018年)に設立された同法人は、古民家カフェの指定管理者や地域のイベント開催などと並行して、「四万十町出会い応援センターてとてと」を運営しており、センターでは相談対応から登録・マッチング、イベント開催や伴走支援などを実施している。

センターへの登録は18歳以上の独身者を対象としており、四万十町だけでなく町外、県外の希望者も受け入れている。オンライン対応や夜間対応も行い、県の婚活サポーターや地域の協力店と連携し、町ぐるみでサポートする取組を行っている。

センターでは、会員同士のマッチングに加え、高知県の「高知で恋しよ!!」マッチング会員との相互マッチングや他の結婚相談所との連携も進めている。現在、男性36名、女性23名の合計59名の登録者があり、町外や県外の登録者も多い。元町民で県外に移った方の登録もある。

地方移住と結婚の両方を希望する人を支援する仕組みである移住婚にも取り組んでいる。中国四国地方では、四万十町と徳島県内の1町のみが日本婚活支援協会を通じて移住婚の取組を実施している。

移住婚の登録者を増やすのは難しいと考えていたが、役場から移住婚ツアーの提案があり、町主催の1泊2日の移住婚ツアーを実施した。ツアーには県外から女性10名が参加し、ラフティング体験を交えたマッチングイベントが開催され、参加者の75%が「四万十町に住んでみたい」と回答し、登録者数も増加した。

センターでは、相互マッチングにも取り組んでおり、婚活の取組に積極的な安芸市と連携して合同イベントを開催した。合同イベントでは18名の参加者から4組のマッチングが成立し、既に交際を開始したカップルもいる。今後は、他ではやっていない障害者、50代以上のシニア、シングルマザー・ファザー向けのイベントも実施していきたいと考えている。

課題としては、特に女性会員のさらなる増加や成婚率の向上がある。現在までの成婚は1組だが、交際中の会員も複数いる状況であり、結婚までに3年程度かかる平均期間を踏まえると、短期的な成果だけを求めるのは難しいが、今後も取組を継続していきたい。

【委員の意見】

○移住婚を促進するため、各県人会と連携した取組も有効である。

○市町村の温度差をなくすために、好事例の横展開が必要である。

(4) こうち結婚推進協会 井上 陽平 会長 (R7.10.14)

こうち結婚推進協会は、令和3年(2021年)に県内の結婚相談所有志が集まり発足した任意団体であり、結婚相談所の会員が安心して婚活を行えること、県内でより多くの成婚カップルを輩出することを目的として活動している。

こうち結婚推進協会は官民一体型の婚活支援を約1年前に開始した。県が運営する「高知で恋しよ!!」の結婚相談サービス(以下、この項において「県サービス」という。)と連携し、県内でのお見合い活性化に取り組むほか、月1回の婚活に役立つメールマガジンの配信や、令和7年7月からは民間結婚相談所仲人が県サービス会員のプロフィール添削を開始し、婚活の質を向上させている。

提携開始後、お見合い数は想定どおりに組めているものの、成婚数はゼロであり、交際や成婚に至る数は想定を大きく下回った。その原因として「仮交際がない」ことが挙げられる。仮交際とは、複数の交際相手と同時に友達関係を保ちながら交際を進める期間を指し、全国の民間結婚相談所で共通のルールとなっている。この制度があることで、交際へのハードルが下がり、気軽に複数の相手と交際を試すことができるため成婚に繋がりやすくなる。しかし、県サービスにはこの制度がなく、一度交際を申し込むと彼氏彼女相当の関係と見なされるため、気軽に交際が成立しにくいという実態があり、この点が成婚が生まれにくい大きな理由である。県サービスにも仮交際制度を導入してはどうかと提案した。

また、新たな取組として、「高知の人と結婚せんかえプロジェクト(仮)」を提案。これは、移住促進を結婚・婚活支援と連携させることで、高知県への定住を強化し地域活性化を図る狙いがある。現在、県の移住促進サイトでは住居や仕事の支援が中心だが、出会いの情報や移住婚成功者のインタビューを掲載することで、婚活意欲の向上を図りたい。近年、県内への移住者は年々増加しており、令和6年度は過去最高の2,241名の移住者数を記録した。また同年度の移住者のうち約7割が20代30代と報じられている。加えてその20代30代移住者は単身で移住しているケースが過半数以上であり相当数の結婚適齢期の独身者が高知に移住していると推測される。その数値からも今後、移住と婚活を連携させることが定住促進に効果的であると考えられる。

高知県ほど行政と民間結婚相談所団体が強力に連携して婚活支援をしている例は全国的にも極めて少なく、他県にとって模倣困難性も高い。高知が先進的なモデルとなり、移住婚促進を模倣困難なオリジナリティある取組として発展させるべきであり、県と民間相談所の協働で推進していきたい。

【委員の意見】

○民間結婚相談所と行政が日頃から意思疎通、意見交換できる関係づくりは大事である。

○民間結婚相談所のノウハウを生かすことは重要である。

5 県内外の調査

(1) 県内調査

ア 東洋町、東洋町特定地域づくり事業バツグン協同組合（R7.1.29）

○東洋町の人口減少対策の取組について（東洋町役場）

【説明の概要】

東洋町の人口はこの30年間で半減し、現在は約2,000人となっている。今年度は、令和15年度の若年人口を令和4年度と同水準に維持することを目標に掲げ、取り組んでいる。

人口減少対策としては、特定地域づくり事業や中学生向けのサーフィン留学制度、起業支援、男女の出会いの場創出事業を展開している。特に移住促進事業では、特定地域づくり協同組合を活用し、派遣職員の家賃全額補助や利用料の引き下げなどの支援を行なっている。さらに、結婚相談所や婚活イベントへの補助も実施し、幅広い世代への支援を通じて移住促進と地域活性化を目指している。

○東洋町特定地域づくり事業バツグン協同組合の取組について（東洋町役場）

【説明の概要】

派遣事業所は設立時の22か所から現在は28か所に増加しており、調査日時時点で職員は6名在籍している。職種別には、製造業が2名、倉庫業が1名、製炭業が1名、宿泊業が1名、農業が1名である。これまでの雇用総数は11名で、家族を含めると合計16名が東洋町に移住し人口増につながっている。

また、県の人口減少対策総合交付金を活用して、家賃保証や利用料減免などが行われており、移住者確保に向けた取り組みも進められている。

一方で課題として、近隣市町村への派遣が制限されていることや農業事業者の不足が挙げられる。こうした課題の解決に向け、組合の無料職業紹介所の許可取得や、農業事業者の家族経営からさらなる拡大に向けたビジネスビジョンの構築が必要と考えている。

【委員の意見】

- 特定地域づくり事業協同組合の設立について、商工会が積極的に協力している点は重要。
- サーフィン留学について、すごく特徴的な取組で、その子が大人になってもそのつながりが続き、交流人口の増、移住に結びつくよう工夫が必要。
- 町外から来た人の視点について、まちづくりを進めるに当たり非常に大事な視点。
- 婚活を支援するハートコネクト支援事業について、若年人口が少ない小さい町だと心理的ハードルが上がるため、他市町村と連携することも必要。
- 将来的に外国人の移住に取り組む場合は、小さなコミュニティの中でなじめるのが課題。

イ 馬路村、馬路村地域づくり事業協同組合（R7.1.30）

○馬路村の人口減少対策の取組について（馬路村役場）

【説明の概要】

馬路村は、「移住促進事業」と「婚姻促進事業」という大きく2つの人口減少対策の取組を実施している。

（ア）移住促進事業

移住相談員の配置、ワーキングホリデー、移住・定住支援、シングルペアレント支援、情報発信の5つの施策を展開している。移住相談員の配置では、村と移住者双方の視点を持つ人材を配置し、移住希望者への対応を行っている。シングルペアレント支援では、未就学児を持つ一人親を対象に、交通費や転居等の移動に係る補助と報酬や住宅、保育等の滞在期間中の補助をしている。しかしながら、保育所の受け入れが可能な時期に限られ、利用対象者が絞られるため、問い合わせが少ない状況である。こうした状況を踏まえ、来年度は対象

を家族全体に広げた「ファミリー移住支援事業」への見直しを計画している。

交付金事業の中で一番成功しているのがワーキングホリデー事業である。ユズ農家は人手不足が解消し、参加者は収入を得ながら村を深く知ることができ、繁忙期の農家支援や若者との交流を実現している。参加者の中には実際に移住に結びついた例もある。

(イ) 婚姻促進事業

結婚相談所やマッチングアプリ利用費用の補助を実施している。オンライン手続きの導入により利用者のプライバシーに配慮はしているが、婚活への興味は個人差が大きく、利用促進には課題が残っている。

○特定地域づくり事業の取組について（馬路村地域づくり事業協同組合）

【説明の概要】

(ア) 組合設立までの経緯

組合設立のきっかけは、村と村内主要産業団体による産業振興座談会で、人手不足と求人応募が少ないといった声が上がっていた。令和3年春ごろ、当時の副村長から特定地域づくり事業の提案があり、村を含む座談会の構成団体や県の担当課、中小企業団体中央会で検討を重ね、組合設立に至った。

(イ) 事業の概要

組合は、労働者派遣法に基づき労働者派遣事業の届け出を行い、派遣事業を開始した。現在、3名の職員が、馬路温泉、社会福祉協議会、馬路村農協、馬路林材加工協同組合、魚梁瀬石油店に派遣されている。職員は正社員扱いで社会保険完備、時給は村の集落支援員と同等程度に設定されている。

事業を進める上で、

財政負担：利用料で組合運営費の1／2を賄いきれず、村が追加で負担している現状。特に、事務局運営費、求人活動費、収入を伴わない事業費が大きいことが要因。

利用料の低設定：派遣先事業所から、他の従業員とのバランスや仕事の経験を考慮するよう意見があり、利用料を時給よりも安く設定。
組合の収入が減少し、村の負担が増加。

住居確保：村営住宅や移住者用住宅への案内は行っているが、空きがない場

合もある。

職員不足：5名程度が理想。これ以上増えると事務局職員の増員が必要になる可能性も。

これらの課題を解決するため、職員の増員、受け入れ先事業所の増加、事業規模の拡大を図るとともに、利用料の見直しを検討し、高知県人口減少対策総合交付金の採択を目指している。

(ウ) 今後の展望

組合は、職員5名体制を目標に、引き続き、派遣事業を通じて地域活性化に貢献していく方針である。村との連携を強化し、移住促進、雇用創出、地域産業の活性化に取り組んでいく。

【委員の意見】

- シングルペアレント支援事業については、来年度からはファミリーも対象となるなど、大変良い考え方だと思う。1つの方法論としてターゲットを絞るのは重要。どのように情報発信をし、村に子育ての場としての魅力を感じてもらうかが重要。
- SNSの広告からシングルペアレント事業のサイトへ誘導する動線はできているので、その後の問い合わせがないこと等について分析を行い、移住という着地へつなげる工夫が必要。
- 男女の出会い事業について、あまり効果がないとの評価。行政が出会い⇒結婚⇒出産を先導するあり方は、予算も含め見直しが必要ではないか。
- 特定地域づくり事業協同組合設立及び運用について、国（総務省や厚生労働省）に改善など提言すべき。
- 特定地域づくり事業協同組合の職員の確保を、いかに図るかが大事。
- 移住・定住について、仕事があることをどのようにしてつなげていくか。

ウ 大月町 (R7.7.31)

○大月町の人口減少対策の取組について

【説明の概要】

大月町では、人口減少と高齢化の進行を背景に、人口減少対策総合交付金事業を活用した取組を実施している。特に、34歳以下の若年層人口が減少してお

り、令和4年10月時点の666人から令和15年には383人に減少する見込みである。目標達成のためのギャップ283人を埋めるための施策として、令和6年度には基本配分型の5事業を、令和7年度には基本配分型4事業と連携加算型4事業の計8事業を実施している。

基本配分型事業では、若者の定着や出生数向上を目指し、移住促進や妊産婦支援、産後ケアの利用促進などが進められている。一方、連携加算型事業では、長期滞在施設「COSA」の拡充（企業誘致につなげる取組）による移住促進、高校生の通学費助成、町内転入者への引っ越し費用の補助、空き家の活用、そして婚姻数増加を目指した実施団体と高校生との連携によるイベントの実施が計画されている。

COSAについて、拠点は太月町・小才角。国立公園の自然資源と歴史文化を生かし、「人と自然、アートと科学、文化と文化、地域と世界の交差点」を掲げ、学校の出前授業や放課後こども教室、高校、大学、専門学校生の宿泊研修、国際交流イベント、アート展、アップサイクル、自然とアートの教室、アニメ会社との連携などを展開している。地域の資源を「知る→出会う→育てる→伝える」の循環で磨き、太月町だけでなく近隣地域に裾野を広げることで、持続可能な好循環となるよう取り組んでいる。

【委員の意見】

- ミッションづくりについて、地域おこし協力隊の定着率向上のために効果的と考える。
- 保健師について、人員不足が課題。
- COSAの取組について、美術の教員が少ない隙間を埋めて、とてもいい授業を持ち込んでいる。

エ 土佐清水市（R7.7.31）

○土佐清水市の人口減少対策の取組について

【説明の概要】

土佐清水市では、人口減少対策として「34歳以下の人口増加」を目標に掲げ、令和15年までに715人の人口ギャップを埋めるため、目標値を734人と設定した。この目標達成のため、教育の魅力化、移住促進・就労支援・多文化共生、結婚・

出産・子育て支援の3つを柱とした事業計画を実施している。

(ア) 教育の魅力化

市内の進学率向上を目指し、清水高校を中心に教育の魅力を高める施策を推進している。現在の40～50%の進学率を60～70%に引き上げることを目標とし、地域みらい留学やグローバル人材育成を支援している。具体的には、姉妹都市との連携による留学支援や、地元企業とのインターンシップ事業を実施している。また、スポーツを通じた地域クラブ活動を拡充し、テニスやバドミントンなどの個人競技を推進することで、地域に残りたいと思わせる環境づくりを進めている。

(イ) 移住促進・就労支援・多文化共生

即効性のある移住促進策として、オンラインスカウトシステム「SMOUT」の活用や移住フェアへの参加を強化している。さらに、外国人就労者の受け入れ環境を整備し、多文化共生社会を実現するための施策を展開している。具体的には、外国人の在留資格更新に伴う費用補助や、日本語教室の拡充、雇用事業者への支援を行っている。また、若者定着促進のため、土佐清水市での就労者に生活支援金を提供し、若者世帯向けの住宅支援（地域通貨「めじか」による生活費補助）を実施している。

(ウ) 結婚・出産・子育て支援

出生率向上を図るため、不妊治療助成制度を拡充し助成期間を延長している。また、育児休業の促進を目指し、商工会議所と連携した説明会を実施している。婚活を目的とした出会いの場の創出に関しては、スポーツ交流を活用し、気軽に参加できる仕組みを提供している。既存の婚活イベントに加え、スポーツを通じた自然な出会いの機会を増やす取組である。

(エ) その他の施策

総額1億円の人口減少対策総合交付金を活用し、令和10年度までに基盤を整備し、長期的な視点で、持続可能な地域社会を構築することを目指している。これらの事業は、3年間で土台作りを行い、その後の発展に繋げる計画である。農業公社の設立により、地域資源を活用した経済発展も視野に入れている。

これらの施策によって、地域の課題解決や定住促進を図り、人口減少に対応する持続可能な社会を目指している。

【委員の意見】

- 農業公社設立について、果樹のみでなく多様なものを取り入れてはどうか。
- 交付金の活用について、地域通貨に使う独自の取組を行っている。
- 地域みらい留学について、全国でも増加傾向にある中、他地域との差別化を図ることが必要。

オ 黒潮町、ビオスおおがた（R7.8.1）

○黒潮町の人口減少対策の取組について

【説明の概要】

黒潮町の人口減少総合対策交付金を活用した今年度の取組は次のとおりである。

（ア）砂浜美術館を活用した移住促進事業

毎年開催している「Tシャツアート展」には、県内外から多くのボランティアが参加しており、その中から年間1～2名が移住した実績がある。事業概要としては、ボランティアスタッフの中で移住に興味を持つ人を対象に、町が費用を負担（1万円×20名分を予算化）して「1日移住体験ツアー」を実施している。また、塩づくり体験やホエールウォッチングなどを通じて町をPRし移住につなげている。

（イ）地域みらい留学による高校生の確保

大方高校を存続させるため、県外からの生徒を対象とした地域みらい留学を推進している。令和4年度から始めて以降、新入生数は増加傾向にある。事業概要としては、令和7年度から地域みらい留学プランをライトプランから標準プランにグレードアップし、東京・大阪での説明会を拡大している（1回→2回）。

（ウ）住まいの確保支援

a 中古住宅除却新築支援奨励金

適当な土地が見つからず、転出する事例が見られることや、見つかったも中古住宅の取り壊し費用が負担となっている。事業概要としては、子育て世代や若者夫婦世帯が中古住宅を除却して新築する場合、30万円の奨励金を支給している。2世帯分（計60万円）を見込んでいる。

b 空き家家財道具等処分支援補助金

空き家バンク登録物件に不要な家財が残り、処分費用が負担となり活用が進まない、また不用な家財があるから空き家バンク登録につながらないことがあるため、空き家の残置物処分費を補助し、空き家の魅力化と利活用を促進している。1戸当たり30万円で5戸分（計150万円）を見込んでいる。

(エ) その他の交付金活用事業

基本配分は、妊婦健診、不妊治療補助金、医療費無償化などに活用しており、連携加算型は、今年度から観光を活用した人口交流移住促進事業に注力している。

○ビオスおおがたの働き方改革の取組について

【説明の概要】

有限会社ビオスは、黒潮町の道の駅ビオスおおがたを運営する企業で、高齢化が進む職場の環境を改善するため、「ビオスまもり隊」を結成し、従業員の負担軽減や業務効率化、働きがい向上を目的に働き方改革に取り組んでいる。

(ア) 課題

ビオスおおがたは創業20年を迎えた道の駅として、地元特産品の販売やテイクアウトコーナー、レストランの運営を行っている。従業員数は16名で、勤続年数が10年以上のベテランスタッフが多い。平均年齢は53歳と高齢化が進んでいる。残業の偏りや重労働、人手不足が課題となっており、従業員の意識調査では、仕事に対して働きやすさや働きがいが高いという状況だった。

(イ) 「ビオスまもり隊」の発足

こうした中、「ビオスまもり隊」は、会社や組織としての規律、スタッフ、地域との関係などを「まもる」という理念を掲げ、4人の主要メンバーを中心に全従業員で改善活動を推進している。従業員から寄せられた116項目に及ぶ意見を基に課題を洗い出し、具体的な改善案をまとめ、月1回のミーティングで進捗を確認している。

(ウ) 主な取り組み内容

直売所とレストランの効率化を図り、休憩設備の改善やセルフレジ導入、勤務時間の見直しによる残業削減を実施した。キックオフ研修など従業員間のコ

コミュニケーション強化にも注力し、働きやすい環境整備を推進してきた。また、休憩場所の空調設備設置やトイレ換気扇の交換など物理的環境の改善も行われ、労働時間の適正化と健康管理に配慮した施策を展開している。

(エ) 取組の成果

従業員の勤務環境が大きく改善し、労働意欲や職場満足度が向上した。休憩時間の充実や適正な勤務時間管理により残業が減少し、仕事と生活の両立が可能となった。また、セルフレジ導入で業務負担が軽減し接客品質も向上したため、売上増加にも寄与した。従業員間のコミュニケーションが深まったことで、職場の連帯感やチームワークも強まり、良好な職場環境が実現した。

(オ) 今後の取組

さらなるコミュニケーション促進と勤務時間の適正化を図り、若手育成や健康管理の充実、柔軟な勤務体系の導入、ワークライフバランスの改善に努めることとしている。業務のデジタル化も推進し、施設設備の改善により従業員の快適さを高めることを計画し、これらの施策を通じて、顧客サービスの質を向上させ、持続的な業績拡大を目指す。

(カ) 目指すゴール

ビオスは、売上アップ、従業員と町民の幸福度向上、高齢者雇用の促進を目指し、地域貢献を実現する企業として成長を続けていく。今回の働き方改革を通じ、企業と地域が共に成長する好循環を創出した。

【委員の意見】

- 地域みらい留学について、全国でも増加傾向にある中、他地域との差別化を図ることが必要。
- 交流人口について、将来的な町への回帰の戦略を立てることも必要。
- 新築支援について、除却を伴わないものなどにもメニューを拡大してはどうか。
- 質を問うことについて、人口減少対策を考える上で数より質を問う視点は重要。
- 年齢制限について、質を問う定住を考える時にネックになるのではないかと。
- 移住を断念された方の理由を分析することで改善策が見えてくるのではないかと。
- 道の駅を黒潮町づくしにしようというのは、生産者を励ますことにもなり、外にも広げることにもつながる。
- 社会保険労務士が関わり助言をしていることは大切な観点である。

- 高齢者も含めて自信を持って働ける環境づくりは大事である。
- 取組を横展開して、いろんな人にこういう取組を進めていただきたい。

（２）県外調査

ア 福岡県粕屋町役場（R7.2.4）

○粕屋町の人口減少対策の取組について

【説明の概要】

粕屋町は、福岡都市圏に位置し交通アクセスが良好な町である。近年、人口増加が続いており、20代から40代の子育て世代が多い町である。

町の特徴、地域の特性に合った次の3つの施策に取り組んでいる。

（ア）子育て支援・教育環境の充実

平成28年に、児童館と子育て支援センターの機能を併せ持つ「かすやこども館」を設置し、現在、年間4万人程度の利用がある。また町内すべての小中学校体育館への空調設置や英検の検定料の助成、子供の医療費の助成の拡大、子ども見守りシステムの整備など、子育て世代が安心して子どもを育てるための環境整備を進めている。

（イ）シティプロモーション

粕屋町の認知度向上とイメージアップを図るため、若者層をターゲットとした魅力発信プロジェクトを実施している。具体的には、PRショートドラマ「だって、粕屋町やもん」やPR動画「かすやのトリコ」を制作し、積極的に情報発信している。将来的には市制施行を目指しており、今後もシティプロモーションを継続していく予定である。

（ウ）地域公共交通の充実

駅周辺的环境整備やJR九州との包括連携協定締結など、交通利便性の向上に取り組んでいる。令和7年度には、AIオンデマンドバスを導入予定で、住民のモビリティ確保を目指している。これらの施策を通じて、今後も人口増と持続可能な発展を目指していく予定である。

（エ）周産期医療の取組について

粕屋町は、福岡県で連続して出生率1位を誇るものの、近年は少子化傾向にある。町内に産婦人科は1か所のみであるが、隣接する福岡市や糟屋郡に多く

の産婦人科があり医療体制は充足している。

令和５年度の妊娠届け出数は583件で、町内出身の妊婦は少なく、里帰り出産も多い状況である。妊婦健診受診券を14回分発行しており、多胎妊婦に対しては追加で５回分の受診券を発行するなど、妊婦に対する助成事業を行っている。

(オ) 妊娠期から産後までの切れ目のないケアサポート事業について

令和４年度から産後ケア事業を開始しており、生後６か月未満の母子を対象としている。事業内容は、通所型のデイサービス、宿泊型のケア、そして令和７年度からは居宅訪問型を追加する予定である。産婦人科との連携も強化しており、産後の母親のメンタル状況を把握するためのエジンバラ式産後うつのスクリーニングも導入している。さらに、新生児聴覚検査助成事業や産婦健康診査助成事業、１か月健康診査助成事業も実施することで、母親の健康と子育てをサポートしている。

【委員の意見】

- 若者向けPRについて、他県とどう差別化を図るかが重要。
- 保健師と助産師との連携について、上手くいっており非常に手厚い日本版ネウボラができています。
- 出産しやすい環境について、県立病院での助産師外来もある。助産師の活躍の場を行政が積極的につくり、環境整備に取り組んでいる。

イ 福岡県久山町役場（R7.2.4）

○久山町の人口減少対策につながる個性豊かなまちづくりについて

【説明の概要】

(ア) 久山町のまちづくり理念：健康な国土、社会、人間

久山町の理念は、国土（家）、社会（心）、人間（体）の健康を重視して、単に経済的な豊かさだけでなく、人々の心身の健康と自然環境との調和を大事にする独自の理念があり、町長が交代してもなお、半世紀以上にわたり引き継がれている。

(イ) 具体的な取組

a 国土の健康

町全域を都市計画区域に指定し、97%を調整区域として、福岡市の隣接地

にありながら、緑豊かな環境を維持し、自然と共存するライフスタイルを実現している。また、沿線沿いに商業施設や工業団地を配置し、それ以外のエリアは農地と住環境に区分することで、都市と農村を共存させている。

b 社会の健康

行政、住民、学校が一体となった道徳教育に取り組むことで、地域全体で道徳的な価値観を共有する文化を育んでいる。毎月20日は「挨拶運動の日」として、町民が街を歩き、挨拶をする習慣がある。

c 人間の健康

40歳以上の町民全員を対象に、国保、社保、共済保険に関わらず、健康診断を実施することで、早期発見・早期治療を可能にし、町民の健康寿命の延伸に大きく貢献している。

九州大学、開業医、役場が連携し、健康診断の結果に基づいた健康指導や医療サービスを提供している。さらに、健康診断の結果は、町民のカルテとして共有され、大学や開業医が情報を共有することで、より効果的な健康管理を支援している。また、健康状態やリスクを把握できるセルフケアアプリを無料で利用できるようになっている。

(ウ) 成果

調整区域でありながら、緩やかに地区計画を導入し住宅開発を進めることで、緩やかに人口が増加しながら、高齢化率は抑制され、出生率は1.67と上昇している。また、県内上位5位に入る財政力指数と、1人当たりの予算額は周辺自治体に比べて高く、住民サービスに積極的に投資ができている。

(エ) ネクストステージ Well-being 社会の実現

今まで行政主導で行われてきた健康増進施策を、住民が主体的に参加し、健康を「稼ぐ」仕組みへと転換させている。

また、これまではインフラ整備が進んでいることが豊かさの価値観であったが、自然資本（山や緑など）と人的資本（教育・福祉・健康）の両方の価値を上げることで、インフラ整備だけでは実現できない持続可能な発展を目指している。

【委員の意見】

○目指すところは、数字を追うより、住んでみんながよかったねと思えるところが

主眼になる。

○環境に良いことを選択できる教育、人づくりは地域の地消地産、経済につながるという実践と結果は参考となった。

ウ 五木村複業協同組合（熊本県）（R7.2.5）

○五木村複業協同組合について

【説明の概要】

五木村は、コロナ禍前は年間16万人もの観光客が訪れる観光地であったが、雇用面では、観光客の多い時期と少ない時期の差が大きいことや、女性のフルタイム勤務が多い一方で、近隣に大学もないことからアルバイト、パートの人材の確保が困難という課題があった。そこで、特定地域づくり事業協同組合制度を活用した五木村複業協同組合を設立し、現在、組合員は9事業者、職員は3名で活動し、今後も採用を進めていく予定である。

立ち上げ時の問題や、現在課題となっていることは次のとおりである。

（ア）事業者からの理解を得ること

特定地域づくり事業協同組合がただの派遣会社ではなく、地域全体を活性化するための仕組みであり、事業者の意見を聞くばかりでは組合が成り立たないことを理解してもらう必要がある。組合の経営に積極的に参加する意思のある、例えば、今月は依頼が少ないというときに追加で来てもいいという事業者がいないと運営は厳しい。

（イ）職員が働きにくい環境を作らないこと

職員はパートやアルバイトと同様に扱わず、自社社員のように愛情を持って接するようお願いしている。また、特定地域づくり事業協同組合は地域おこし協力隊とは異なる制度であり、職員は無期雇用にする必要があるため、本当にこの職が合っているのか、この地域が合っているのかをよく話し合い、制度を理解してもらった上で採用することが重要である（事業の立ち上げやこの事業で何かを成し遂げたいという考え方の人は特定地域づくり事業協同組合に向かないのではないか）。

（ウ）無理のある事務局体制を築かないこと

特定地域づくり事業協同組合は行政機関や各種団体、事業者との調整が頻繁

にあるため、事務局は事務処理能力と使命感を持つ必要があると考える。また、周囲との信頼関係を築く意味でも、地域に少なくとも3年は住むことを前提とした人材が望ましい。

(エ) 行政機関との情報共有

立ち上げ時はもちろんのこと、新しいことを始める際は確認をとっている。

【委員の意見】

○特定地域づくり事業協同組合の運営に関し、補助金をもらってるからこそ公平性を担保するために、組合に加入する事業者にしかりと事前に説明するという視点は大変重要と考える。

○組合（派遣先事業者）と一緒に経営するという理解、合意形成が重要。

○立ち上げまでの経費について、宮崎県は、人件費等も支援している。県ができる中山間振興策として非常に大事な点である。

エ 佐賀県産業スマート化センター（R7.2.6）

○企業のDX推進について

【説明の概要】

佐賀県産業スマート化センターは、県庁職員とプロパー職員で構成され、DXとスタートアップをミッションに掲げている組織である。デジタルをビジネスの常識にし、イノベーションを起こせる地域を創出することをミッションとしている。地方特有の課題としては、低単価、人材不足、同じ業種が集まりにくく新しい挑戦が生まれにくい、規模が小さく競争環境が整わないなどがある。

地域の中小企業が抱える人材不足やデジタル活用の遅れを補うため、ITスキルやDX推進に関する教育・研修プログラムを充実させ、幅広い層への人材育成を進めている。これにより、企業内でのデジタル活用の基盤づくりを支援している。

また、異業種とスタートアップ企業をつなぐネットワークづくりに注力し、新たなビジネスモデルの創出やイノベーションの促進を目指している。さらに、先進技術の導入支援として、県外の企業や大学、研究機関と連携し、最新のITサービスやノウハウの共有を推進している。中小企業でも利用しやすい環境整備を行うことで、規模の小ささによる不利を軽減し、競争力強化を図ってい

る。

これらの活動を通じて、地域全体でデジタルをビジネスの常識とし、持続可能な産業エコシステムの構築を目指している。これにより、佐賀県内企業がイノベーションを創出し、地域経済の活性化に寄与できるよう、支援体制を強化している。

○佐賀県産業スマート化センターの取組について

【説明の概要】

D X推進、人材育成、マッチングをミッションとし、県内企業のD X化を支援するハブ施設である。

運営は、株式会社EWMファクトリー、佐賀銀行、佐賀電算センターの3社によるジョイントベンチャーで組織されている。

センターの役割としては、I T・デジタルの駆け込み寺、県内企業が抱える様々なD Xに関する課題に対して、相談窓口として機能している。おせっかいな存在として、最適な解決策やパートナー企業を紹介することでD X化を促進している。

実績としては、2022年度は4,392名、2023年度は1月末時点で4,066名がセンターを利用しており、相談件数は昨年度157件、マッチング件数は30件である。

ミスマッチを防ぐため、D Xリサーチを導入したことで、マッチング後の成功率が向上している。

課題としては、企業のD X化への理解度や取り組み状況に、大きな温度差がある。また、変化が激しいI T業界に対応するため、情報収集とマッチング方法の改善を継続的に行う必要がある。

【委員の意見】

○関心の有無を問わず事業者訪問する取組は可能性を掘り超す意味でも公共性の意義を感じた。

○人材育成については、トータルでサポートを伴走するような丁寧な対応が必要であると思う。

○起業を育てるという取組の強化が必要であると思う。

○経営コミュニティは地方ではこの取組が良い効果を生むのではないかと。

オ 佐賀県庁 (R7.2.6)

○子育てし大県“さが”プロジェクトについて

【説明の概要】

佐賀県は、合計特殊出生率が昨年は全国7位、0歳から14歳の子供の割合が1995年の国勢調査以降、全国3位以内と、比較的に子供が生まれていて、子供が多い県である。しかしながら、全国的な少子化の影響を受け、合計特殊出生率は近年低下傾向にある。

平成27年度からスタートした「子育てし大県“さが”プロジェクト」のきっかけは、知事が県民の皆さんから、子育てが苦しいということではなくて、楽しいと思えるようにしてほしいとの声を受けて立ち上げたものである。当初は7事業からスタートし、現在79事業を出会い・結婚、妊娠・出産、子育て、男女共同参画・ワークライフバランスの4つの柱で展開している。

(ア) 出会い・結婚支援

平成26年から20歳以上の方を対象とした婚活支援センター「縁カウンターさが」を設置している。これまでの成婚数は282組である。会員登録料は5,000円で、令和5年度からAIを活用したCQ診断によるマッチングをスタートした。新たな取組による成婚数は2組である。また、出会い応援隊に登録した企業や団体が婚活イベントを開催する場合、県ホームページで情報を公開しており、令和6年度は月平均2万9,000件のアクセスがあった。そのほか、結婚を応援する動画を制作・配信し、2年半で再生回数は225万回を超え、結婚の機運醸成に一役買っているものと考えている。

(イ) 妊娠・出産支援

フィンランドの「ネウボラ」の理念を参考に、妊娠期からいつでも相談できる子育て相談アプリ「mamari」を活用して支援している。県独自の機能として、子どもが2歳になるまで無料でオンライン相談が受けられる。また、解決できない場合は市町の保健師につなぐ役割を持たせている。

(ウ) 子育て支援

双子や三つ子を持つ家庭には、サポートブックの配布、育児経験者による相談支援、家事援助や外出支援を行うヘルパーの派遣、1歳半まで使用できるタクシーチケットの交付などを実施している。また、赤ちゃんが生まれた

すべてのご家庭に、「子育てし大県“さが”」の事業を紹介するリーフレットやコミュニケーションを促すチャームを配布している。加えて、郷土愛の醸成と骨太な子どもに育てる取組として、国際基準のプールでの水遊び体験「SAGA Enji Basha」や地域の方々と交流するサバイバルキャンプ「SAGAネバギバKIDS」などを行っている。

(エ) 男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス

男性の家事育児参画を促進するため、「マイナス1歳からのイクカジ推進事業」を実施し、妊娠期からの家事育児への積極的な参加の意識を醸成している。また父子手帳の配布や、企業経営者向けセミナー、男性向けイベントなどを開催している。

【委員の意見】

- 知事がイクボス宣言をしているが、具体的にどういうことなのか動画を使つてのアピール、県民への周知がやはり少し不足している。
- 知事が率先して、妊婦の疑似体験や家事をすることが、庁内で子育てを応援していくことの、大きな推進力となっている。
- 妊娠・出産・育児・子育てに、働く企業の理解も非常に大事で、理解の醸成が必要と思う。

6 人口減少対策に関する要請

「高知県元気な未来創造戦略」では、令和9年に若年人口の減少数（前年比）をゼロとする目標を掲げているが、近年では年間4,000人以上の34歳以下の若年人口が減少しており、目標の達成は極めて困難な状態である。

本特別委員会は、これまでの調査結果を踏まえ、就職や結婚、出産は、それぞれの自由な意思決定に基づくものであり、多様な価値観や考え方が尊重されるべきであることを前提として、今後県が取り組むべき対策等を、高知県元気な未来創造戦略における政策に対応する形で要請としてまとめた。

(1) 魅力ある仕事をつくり、若者の定着につなげる

県は、これまで産業振興計画の取組を通じて、各産業分野における高付加価値化や省力化・効率化の推進などを行った結果、地域資源を活用した商品開発や加工施

設が整備され売上額が増加したり、新たな観光施設が整備され交流人口が拡大するなど取組の成果が現れてきているものもある。

しかしながら、進学や就職に伴う県外への転出等により、若年人口、とりわけ女性の若年人口が減少している。令和7年の若年就業者数（推計値）は6万人を切っており、令和9年目標値の61,500人の達成は厳しいものとなっている。「将来を担う若者が、地域地域で魅力のある仕事に就き、いきいきと住み続けられる元気な高知県」という目指す姿を実現するためには、事業者のさらなる経営力向上、女性の活躍の場の拡大、県内全域での起業の促進等の強化が必要である。

県は、事業者の高付加価値型経営への転換の支援などを通じて、若者の所得向上や若者が魅力を感じる企業の創出に取り組むとともに、ワークライフバランスや働き方改革の推進により、多様な人材が活躍できる環境の実現を目指し、強化策を打ち出している。また、県内就職の促進や移住定住対策の強化により、「若者に選ばれる高知」を目指しているが、その推進にあたっては、次の視点をもって取り組むことを要請する。

【企業の所得向上と魅力向上】

- ・若者の所得向上のため、あらゆる業種の高付加価値型経営への転換を支援し、企業の稼ぐ力を高める新たな総合補助金の効果的な活用を図ること。
- ・高知でもキャリアが積める、成長できる環境を整備するとともに、そういった環境を若者がイメージできるような情報発信を行うこと。

【多様な働き方と起業の促進】

- ・各産業分野でリモートワークによる就労が可能となるよう、官民連携で環境整備を行い、若者や女性のニーズとのマッチングに取り組むこと。
- ・若者や女性の定着、また中山間地域での定着につながる事業の起業支援や事業承継、企業誘致を積極的に推進すること。
- ・事業を横展開する際には、小規模事業者も安定的に事業運営をすることができるよう一層の伴走支援に取り組むこと。

【新たな人の流れの創出と定着支援】

- ・県内就職の促進について、キャリア教育はもとより、支援策についても学生に見える形での取組を行うとともに、転職希望者への情報発信の強化や企業側の採用ニーズにも合わせた効果的な取組とすること。

- ・関係人口の創出と拡大に向けた国の新たな取組や他県の優良事例について、積極的に情報収集し、本県での取組強化を図ること。
- ・学校のさらなる魅力化・特色化とあわせて、全国的に受け入れ校が増加している地域みらい留学について他校との差別化を図ること。
- ・移住者数の数値目標を設定することも大切だが、移住者の定着に向けて住まいの確保支援と同時に移住後の人間関係の構築など、生活の質の向上を図る取組とすること。

（２）結婚の希望をかなえる

県は、こうち出会いサポートセンターを設置し、交流事業やイベント開催による出会いの機会の創出を行うとともに、マッチング等結婚に向けた伴走支援を行い、出会いや結婚を後押ししてきた。

市町村事業への支援や民間結婚相談所との連携も図り、イベント参加者数やマッチング交際成立数は増加傾向となっている。

しかしながら、若者のニーズに沿った対応や新たなターゲット層の開拓が必要などの課題もあり、また、市町村の取組には温度差もある中、「高知県元気な未来創造戦略」で掲げた令和４年に2,189組であった婚姻数を、令和９年に2,500組まで増やすという数値目標の達成には厳しい状況であり、取組のさらなる加速化が必要である。

県は、ニーズに応えたイベントの実施等、多様な出会いの機会の創出や本人の希望に沿ったライフデザイン支援など機運醸成につながる施策を強化しているが、その推進にあたっては、次の視点をもって取り組むことを要請する。

- ・ライフデザイン支援の推進においては、個人個人の多様な価値観を踏まえ、強制的な取組とならないよう進めること。
- ・単独では「出会い」に関する事業の展開が難しい市町村には他市町村との連携を提案するなど、より多くの市町村で結婚支援に関する取組が実施できるようにすること。また、積極的に取り組んでいる市町村には一層の連携・支援を行うこと。
- ・出会いの機会の提供については移住希望者にも対象を広げ、その際には各県人

会との協力・連携などにも取り組むこと。

- ・民間結婚相談所との連携や、意見交換ができる関係づくりに努め、民間結婚相談所のノウハウを生かして取り組むこと。

（３）子どもを生み、育てたい希望をかなえる

「理想の出生数をかなえる施策の推進」においては、「共働き・子育て」の推進により固定的な性別役割分担意識の解消に取り組むとともに、保育料の軽減、不妊治療への助成といった経済的支援を行ってきた。

また、「住民参加型の子育てしやすい地域づくり」として、地域子育て支援センターやファミリー・サポート・センター等の活動支援に取り組んできた。

その結果、県内企業における男性育休の取得率は飛躍的に上昇し、妊娠出産についての満足度も高い水準を維持している。住民参加型の子育て支援も充実してきた。

しかしながら、事業者による子育て支援の取組はまだ途上であり、産後ケアにおける人材不足や地域偏在等の課題も残っている。何よりも、出生数の減少に歯止めがかかっていない状況にあり、令和７年の推計値が過去最少の3,072人となったため、「高知県元気な未来創造戦略」で掲げた令和９年の出生数4,200人の目標達成は厳しい状況となっている。一方、県都の高知市では令和７年の出生数が４年ぶりに増加している。

県は、「共働き・子育て」の取組による出産・育児・家事の負担軽減や保育料軽減等の経済的支援、プレコンセプションケアの推進や不妊治療への助成など、妊娠・出産・育児に関する切れ目のない施策を展開するとともに、住民参加型の子育て支援策を進め、「子どもを生み、育てたい」と望む全ての人が、その希望を実現できる社会を目指して強化策を打ち出しているが、その推進にあたっては、次の視点をもって取り組むことを要請する。

- ・周産期医療に携わる人材の育成を図るとともに、保健師と助産師の活躍の場づくりや連携強化、家庭支援事業などを通じて、安心して出産・育児ができる環境整備を目指すこと。
- ・男性育児休業の取得促進はもちろんのこと、各種休暇制度の積極的な利用、不妊治療における職場のサポートなど、妊娠・出産・育児に関するトータルな支

援に対する事業者の理解と機運醸成に取り組むこと。その際には、トータルな支援が事業者にとっても人材の確保や定着、業務の効率化などの大きなメリットとなり、企業価値が高まることにつながることをしっかり伝えていくこと。加えて、好事例へのインセンティブの付与、伴走支援などきめ細かなアプローチにも取り組むこと。

（４）全体に共通する取組

今後、人口減少対策をより効果的かつ持続的に推進するため、以下の点を全体に共通する視点として取り組むことを要請する。

- ・人口減少対策総合交付金について、１つでも多くの市町村で若年人口の減少傾向に歯止めをかけるため、市町村との一層の連携を図ること。
- ・広報・啓発の活動について、人口減少問題の現状と将来への影響、そして県の具体的な取組や成果について、県民が主体的に関心を持てるよう、ターゲット層に合わせた多様な媒体や手法を用いた情報発信を強化すること。県民一人ひとりに人口減少対策を「自分ごと」として捉えてもらうよう、固定的な性別役割分担意識の解消など行動変容を促す働きかけを継続すること。
- ・人口減少対策は他県でも様々な取組が行われていることから、優良事例を積極的に調査・研究し、本県の実情に合わせた効果的な施策につなげること。
- ・人口減少への適応策として打ち出している４Ｓプロジェクトについては、効率的で持続可能な社会の実現と県民生活の質の向上を図るためには避けられないことから、市町村や県民に丁寧に説明を行い、理解と納得を得ながら進めること。

７ さいごに

本県が直面する人口減少問題は、最重要かつ喫緊の課題であり、これは地方のみならず、都市部を含め全国共通の課題である。とりわけ地方においては、担い手不足が地域産業の維持を困難にし、雇用や生活の基盤の縮小により地域社会の活力を損ないつつある。また、さらに担い手不足が進むと、医療・福祉・教育・インフラなど行政サー

ビスを提供し続けることが困難になるおそれがある。

本特別委員会は、関係部局からの説明聴取、参考人からの意見聴取、県内外の現地調査を実施した。これらを通じて、現状と課題をさまざまな角度から調査・検討し、今後の取組の方向性をここに整理した。人口減少対策は短期に成果が現れにくい取組である。しかしながら、正確な現状認識に基づき、施策を粘り強く継続・改善するとともに、県、市町村、事業者、そして県民一人ひとりが「自分ごと」として捉え、取り組むことにより、人口減少がもたらす影響をできる限り抑え、地域が将来に向けて選択し得る方策を広げることにつながるものである。

県執行部におかれては、本特別委員会報告書で示した要請を真摯に受け止め、強い覚悟とリーダーシップをもって、迅速かつ着実に実行に移すことを期待する。

なかでも、人口減少対策を県全域で力強く進めるためには、市町村との一層の連携が不可欠である。地域の創意工夫を後押しする安定した財源が欠かせないことから、各地域の実情に応じた取組を継続的かつ柔軟に展開できるよう、人口減少対策総合交付金については、県において令和10年度以降も継続されることが重要である。これは、各地域の取組を支える上で欠かすことのできない基盤であると考えます。

また、4 S プロジェクトは、県民生活の質を維持・向上させ、持続可能な社会を構築する上で、その成否が本県の将来に大きく関わる重要な取組である。住民への丁寧な説明責任を果たし理解を得る努力を尽くすとともに、公共性を重視し、必要な検討と見直しを行いながら、将来への責任として適切に推進されることを期待する。

なお、要請内容を踏まえた施策の取組状況等については、本特別委員会では調査活動を議員任期満了まで、引き続き行う。

地方の人口減少に歯止めがかからない状況ではあるが、地方には人を引きつける魅力、資源、そして可能性があると考えている。本特別委員会報告書が、関係者間において共有され、実行と検証を積み重ねるための出発点となり、本県が将来にわたり希望を持てる地域社会を形成していく一助となることを期待する。

本特別委員会の調査活動においてご協力をいただいた、県内外の自治体、民間団体、参考人等の関係各位に謝意を表し、本特別委員会の報告とする。

資料編

■委員会の活動状況

	開催日	審査・調査の概要
第1回	R6. 7. 5	正副委員長の互選、今後の委員会活動について
第2回	R6. 8. 1	人口減少対策について執行部から聴取 ・高知県の人口等の現状及びこれまでの取組 ・高知県元気な未来創造戦略の全体像 ・ヒアリング調査等について 総合企画部ほか関係部局
第3回	R6. 9. 18	人口減少対策について執行部から聴取 ・ヒアリング調査等について ・高知県元気な未来創造戦略 政策2 結婚の希望をかなえる 政策3 こどもを生み、育てたい希望をかなえるに ついて 総合企画部ほか関係部局
第4回	R6. 10. 15	参考人を招致（意見聴取及び意見交換） ・少子化について ○参考人：高知大学教育学部 森田 美佐 教授
第5回	R6. 10. 29	参考人を招致（意見聴取及び意見交換） ・人口減少問題への対応 ―課題の整理と展望― ○参考人：明治大学農学部 小田切 徳美 教授
第6回	R6. 11. 21	人口減少対策について執行部から聴取 ・高知県元気な未来創造戦略 政策1の2の（2）移住の促進について 政策1の（1）の①事業者の賃上げ環境の促進 政策1の（2）起業のさらなる促進について 総合企画部ほか関係部局

	開催日	審査・調査の概要
第7回	R6. 12. 24	人口減少対策について執行部から聴取 ・高知県元気な未来創造戦略 1 (1) ②女性活躍の環境づくりの推進 1 (1) ③多様な人材が定着・活躍しやすい労働環境の整備 1 (3) 若年層の雇用の受け皿となる企業誘致 2 (1) 県内就職の促進 2 (3) 外国人材の活躍促進 総合企画部ほか関係部局
第8回	R7. 1. 29-30	県内調査 調 査 先：東洋町、馬路村 調査項目：人口減少対策の取組について 特定地域づくり事業の取組について
第9回	R7. 2. 4-6	県外調査 調 査 先： 福岡県 粕屋町役場、久山町役場、熊本県 五木村役場、佐賀県産業スマート化センター、佐賀県庁 調査項目： ・粕屋町の人口減少対策の取組について ・久山町の人口減少対策につながる個性豊かなまちづくりについて ・五木村複業協同組合について ・企業のDX推進について ・子育てし大県“さが”プロジェクトについて
第10回	R7. 3. 24	これまでの委員会活動の整理と今後の取り組みについて 委員間で検討
第11回	R7. 6. 10	人口減少対策について執行部から聴取 ・高知県元気な未来創造戦略 4 Sプロジェクトについて 総合企画部ほか関係部局

	開催日	審査・調査の概要
第12回	R7.7.31-8.1	県内調査 調 査 先：大月町、土佐清水市、黒潮町 調査項目：人口減少対策の取組について
第13回	R7.10.1	今後の予定について委員間で検討
第14回	R7.10.14	参考人を招致（意見聴取及び意見交換） ・県内の結婚相談について ○参考人： （1）特定非営利活動法人L I F E 代表理事 井上 義之 氏 （2）こうち結婚推進協会 会長 井上 陽平 氏
第15回	R7.12.19	今後の予定等について委員間で検討
第16回	R8.1.20	報告書の構成について委員間で検討
第17回	R8.2.19	報告書の内容について委員間で検討
第18回	R8.3.24	報告書の内容について委員間で検討
第19回	R8.4.9	報告書の内容について委員間で検討
第20回	R8.5.7	報告書の内容について委員間で検討
第21回	R8.6.10	報告書の内容について委員間で検討

■人口減少対策調査特別委員会名簿

職名	委員名	所属会派	備考
委員長	上治 堂司	自由民主党	
副委員長	横山 文人	自由民主党	
委員	今城 誠司	自由民主党	
同	下村 勝幸	自由民主党	
同	土居 央	自由民主党	
同	畠中 拓馬	一燈立志の会	
同	寺内 憲資	公明党	
同	田所 裕介	県民の会	※1
同	岡田 竜平	県民の会	※2
同	はた 愛	日本共産党	
同	中根 佐知	日本共産党	

※1 令和8年1月19日議員辞職

※2 令和8年1月29日委員選任

議員定数問題等調査特別委員会報告書

令和8年7月 10 日

高知県議会議員定数問題等調査特別委員会

目 次

議員定数問題等調査特別委員会報告書	1
I これまでの検討経過等	2
II 特別委員会の検討課題	6
III 特別委員会の審査・調査の概要	7
IV まとめ	12
V 参考資料	14
1 特別委員会の活動状況	14
2 特別委員会で参考にした主要資料	16
(1) 高知県議会議員定数等試算表	17
(2) 関係法令等	19
3 議員定数問題等調査特別委員会委員	22

令和 8 年 7 月 10 日

高知県議会議長 明 神 健 夫 様

高知県議会議員定数問題等調査特別委員会

委員長 弘 田 兼 一

印

議員定数問題等調査特別委員会報告書

都道府県の議会の議員の定数の決定は、平成23年4月の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）の改正により、都道府県の自主的な判断において、条例で定めることとされている。

また、平成25年12月の公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）の改正により、都道府県議会の議員の選挙区については、それまで郡市の区域によるものとされていたものから郡の制約が取り除かれ、一定の要件のもとで市町村を単位として条例で定めることとされている。

さらに、令和7年は国勢調査の年に当たり、令和8年には速報値及び確定値が公表されることから、その後の議員定数のあり方について見直しが求められることになった。

このため、令和6年6月定例会において、これらの問題について、専門的かつ集中的に調査検討を行う機関として10名の委員をもって構成する「議員定数問題等調査特別委員会」が設置された。

当特別委員会は、13回にわたり委員会を開催し審査を重ね、総合的に調査検討を行ってきた。

以下、その調査結果について報告する。

I これまでの検討経過等

県議会の議員の数については、公選法第15条第8項で、「各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない」と規定されており、人口比例によることが原則である。

県議会議員の選挙区及び選挙区別議員定数については、これまで国勢調査の結果などを受け、この原則をもとに見直しが行われてきた。以下は昭和60年以降の検討経過等である。

1 昭和60年の国勢調査の結果では、人口比例の原則による選挙区別議員定数は、人口増の高知市選挙区が1人増え16人に、逆に室戸市・東洋町選挙区が2人から1人に減るとの試算結果となり、昭和61年12月定例会で、公選法第15条第8項ただし書を適用し、選挙区別議員定数は変更しないことを内容とする「高知県議会議員の選挙区別議員定数に関する決議」議案が賛成多数で可決され、昭和62年4月に選挙が実施された。

2 平成2年の国勢調査では、上の問題に加え、室戸市・東洋町選挙区（定数2人）と安芸市・芸西村選挙区（同1人）の人口が逆転していることが明らかになった。これを受け、平成3年1月には臨時会が開かれ、人口比例の原則に基づく高知市選挙区と室戸市・東洋町選挙区の「1増1減案」が提案されたが否決され、同年4月に選挙が実施された。

3 平成7年の国勢調査では、人口比例の原則で試算すると、高知市選挙区と吾川郡選挙区がそれぞれ1人増、室戸市・東洋町選挙区と須崎市選挙区がそれぞれ1人減で「2増2減」となることが明らかになった。

また、公選法の改正に伴い、衆議院の小選挙区制で分区された各区域を1つの選挙区とすることも可能となり、新たな問題が生じた。

これを受け、平成10年3月定例会に、県議会の議員定数42人を1人削減し41人とする内容を内容とする「高知県議会議員の定数を減少する条例」議案とともに、室戸市・東洋町選挙区の定数2人を1人減とし1人とする、土佐清水市・三原村選挙区を土佐清水市選挙区とし、宿毛市・大月町選挙区を宿毛市・大月町・三原村選挙区とすること及び高知市選挙区、須崎市選挙区、吾川郡選挙区については公選法第15条第8項のただし書を適用し現行どおりとすること、また議員定数を1人削減した場合、人口比例の原則で試算すると新たに高岡郡選挙区の定数4人が1人減の3人となるため、これについても「ただし書」の規定を適用し、現行どおりとすることを内容とする「高知県議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例」議案が提案され、いずれも賛成多数で可決、平成11年4月の選挙から施行された。

4 平成12年の国勢調査では、人口比例の原則で試算すると、高知市選挙区が2人増、須崎市選挙区と高岡郡選挙区がそれぞれ1人減となる「2増2減」に加えて、新たに土佐郡選挙区が公選法第15条第2項に規定する強制合区の対象となることが明らかとなった。

また、平成11年7月、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律により自治法が改正され、改正後の自治法第90条第1項の規定（平成15年1月1日施行）に基づき、都道府県議会の議員の定数は条例で定めることとされた。

このため、平成14年2月定例会に、県議会議員の定数を引き続き41人とすること、土佐郡選挙区は公選法第271条第2項の規定を適用し当該区域をもって1選挙区とすること、高知市選挙区、須崎市選挙区、高岡郡選挙区については、公選法第15条第8項のただし書を適用し現行どおりとすることを内容とする「高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」議案が提案され、全会一致で可決、平成15年4月の選挙から施行された。

5 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「旧合併特例法」という。）の期限である平成17年3月末までの合併を目指し、法定協議会が設置され合併後のまちづくりについて協議が進められてきた。

しかし、郡市の区域が変動する市町村の合併は、公選法に規定されている県議会議員の選挙区や選挙区別議員定数の変更要因になることから、旧合併特例法第15条に規定する「都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例」を適用するか否かについて、調査検討が行われた。

その結果、次の一般選挙には旧合併特例法を適用しないが、次の一般選挙までの間に行われる補欠選挙については、旧合併特例法を適用し従前の選挙区によることとなった。

これを受け、平成16年7月定例会に「市町村の合併に伴う高知県議会の議員の選挙区の特例に関する条例」議案が提案され、全会一致で可決。同年11月に補欠選挙が実施された。

6 平成17年の国勢調査の速報値では、人口比例の原則で試算すると、高知市選挙区が2人増、南国市選挙区が1人増、土佐市選挙区、須崎市選挙区及び高岡郡選挙区がそれぞれ1人減となる「3増3減」並びに土佐郡選挙区が公選法第15条第2項に規定する強制合区の対象となることが明らかとなった。また、土佐市選挙区（定数2）と香美市選挙区（定数1）の人口が逆転していることが明らかになった。さらに、県人口の減少、財政危機、市町村合併による市町村議会の議員の削減が行われているという状況にあって、県議会

議員の定数については、削減の方向は避けられないとして、選挙区等の見直しと併せて検討が行われた。

その結果、平成18年2月定例会に、県議会議員の定数41人を2人削減し39人とする、また、土佐郡選挙区を長岡郡選挙区と合区して1人削減し定数1人とし、須崎市選挙区を1人削減し定数1人、高知市選挙区、南国市選挙区、土佐市選挙区及び高岡郡選挙区は公選法第15条第8項のただし書を適用し現行どおりとすることを内容とする「高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例」議案が提案され、賛成多数で可決、平成19年4月の選挙から施行された。

なお、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「新合併特例法」という。）第21条に規定する都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例の適用については、平成19年4月の選挙において選出された議員で協議することとされた。

- 7 高知市と吾川郡春野町が平成20年1月1日に合併することとなり、春野町は高知市へ編入となったことから、市町村合併後も合併前の選挙区を維持するための新合併特例法第21条第1項の規定に基づく特例条例の制定について検討が行われた。

これを受け、平成19年6月定例会に、平成20年1月1日から平成22年3月31日までの間に行われる市町村の合併により郡市の区域の変更を生ずる県議会の議員の選挙区について、次の一般選挙までに行われる補欠選挙に限り従前のとおりとすることを内容とする「市町村の合併に伴う高知県議会の議員の選挙区の特例に関する条例」議案が提案され、全会一致で可決、平成20年1月1日から施行された。

- 8 平成22年10月に国勢調査が行われたが、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成22年法律第68号）の規定により、次の一般選挙は平成23年4月10日と定められ、同法附則第2条第1項で、議員定数及び選挙区を検討する場合の人口について、平成23年1月1日までに平成22年の国勢調査の結果による人口が官報で公示されるに至らなかった場合には、県の条例の定めるところにより、官報で公示された平成17年の国勢調査の結果による人口によることができるとされた。

これを受け、平成23年2月定例会では、平成23年4月の一般選挙における議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数の基礎となる人口については、平成17年の国勢調査の結果による人口によることを内容とする「高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例」議案が全

会一致で可決され、議員定数等の変更は行わないまま、平成23年4月の選挙は行われた。なお、その際に、「市町村の合併に伴う高知県議会の議員の選挙区の特例に関する条例」は、廃止された。

- 9 平成23年4月の自治法の改正により、都道府県議会の議員の定数の上限の定めが廃止され、議員定数は条例で定めることとされた。また、平成22年の国勢調査では、人口比例の原則で試算すると、高知市選挙区が2人増、土佐市選挙区及び高岡郡選挙区がそれぞれ1人減の「2増2減」となることが明らかになった。さらに、平成25年12月の公選法の改正により、都道府県議会の議員の選挙区は、それまで郡市の区域によるものとされていたものから郡の制約が取り除かれ、一定の要件のもとで市町村を単位として条例で定めることとされたことから、この公選法の改正に基づいた選挙区の見直しを行うかどうかも含めた検討が行われた。

その結果、平成26年2月定例会に、県議会議員の定数39人を2人削減し37人とする、また、土佐市選挙区を1人削減し定数1人、高岡郡選挙区を1人削減し定数3人、高知市選挙区、吾川郡選挙区及び宿毛市・大月町・三原村選挙区は公選法第15条第8項のただし書を適用し現行どおりとすることを内容とする「高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例」議案が提案され、賛成多数で可決、平成27年4月の選挙から施行された。

なお、公選法の改正に基づく抜本的な選挙区等の見直しについては、県民をはじめとする第三者からの意見を広く聞きながら協議を行う必要があるとして、次の機会に委ねることとされた。

- 10 平成27年の国勢調査では、人口比例の原則で試算すると、高知市選挙区が2人増、宿毛市・大月町・三原村選挙区と吾川郡選挙区がそれぞれ1人減の「2増2減」となることが明らかになった。また、前回の特別委員会の「抜本的な選挙区等の見直しが必要で、その際には第三者からの意見を聞きながら協議を行う必要がある」との申し送りにより、地域を代表する関係町村長の意見も聴取しながら検討が行われた。

その結果、県議会議員の定数は引き続き37人とした上で、平成29年6月定例会に、高岡郡選挙区を中土佐町・檮原町・津野町・四万十町選挙区（定数2人）と佐川町・越知町・日高村選挙区（定数1人）に分区し、高知市選挙区、吾川郡選挙区及び宿毛市・大月町・三原村選挙区は公選法第15条第8項のただし書を適用し現行どおりとすることを内容とする「高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例」議案が提案され、賛成多数で可決、平成31年4月の選挙から施行された。

- 11 令和2年の国勢調査では、人口比例の原則で試算すると、前回と同じく高知市選挙区が2人増、宿毛市・大月町・三原村選挙区と吾川郡選挙区がそれぞれ1人減の「2増2減」となることが明らかになった。

また、宿毛市・大月町・三原村選挙区（定数2人）は、土佐市選挙区（定数1人）と香美市選挙区（定数1人）との、また吾川郡選挙区（定数2人）は香美市選挙区（定数1人）との人口が逆転していることが明らかになった。こうしたことを踏まえてこれらの選挙区について検討が行われた。

その結果、県議会議員の定数は引き続き37人とした上で、選挙区は現行どおり、高知市選挙区（現行定数15人）、宿毛市・大月町・三原村選挙区（現行定数2人）及び吾川郡選挙区（現行定数2人）の定数は、公選法第15条第8項ただし書を適用し、現行どおりの定数とすることとし、令和5年4月の選挙が実施された。

II 特別委員会の検討課題

県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別議員定数についての検討課題は、次のとおりである。

1 議員定数について

令和7年の国勢調査の速報値で高知県の人口は64万3,437人となり、令和2年の国勢調査と比べ、この5年間で4万8,090人の減少となった。自治法第90条第1項の規定により、都道府県議会の議員の定数は条例で自由に定めることができるため、選挙区等の見直しと併せて議員定数を何人とするのかについても検討する必要がある。

2 選挙区について

公選法第15条第1項の規定により、選挙区は①一の市の区域 ②一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域 ③隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定めることとされているため、選挙区の在り方をどう考えるのか検討する必要がある。

3 強制合区について

公選法第15条第2項の規定により、選挙区の人口は議員1人当たりの人口の半数以上になるようにしなければならないとされており、その条件を満たさない選挙区がある場合は、隣接する市町村との強制的な合区について協議する必要がある。

4 市の区域の任意合区について

公選法第15条第3項の規定により、一の市の人口が議員1人当たりの人口の半数以上であっても議員1人当たりの人口に達しないときは隣接する市町村と合区することができるとされており、該当する市を含む選挙区における任意の合区を行うか検討する必要がある。

5 町村の区域の単独選挙区について

公選法第15条第4項の規定により、一の町村の人口が議員1人当たりの人口の半数以上であるときは1選挙区とすることができるとされており、この規定を適用している選挙区を引き続き単独の選挙区とするか検討する必要がある。

6 衆議院小選挙区特例について

公選法第15条第5項の規定により、一の市町村が衆議院小選挙区により2以上の区域に分かれている場合は、分かれた各区域を市町村の区域とみなすことができるとされており、該当する市町村を分区するか検討する必要がある。

7 選挙区別議員定数について

公選法第15条第8項の規定により、選挙区ごとの議員定数は人口に比例して条例で定めなければならないとされている（人口比例の原則）が、同条同項では「ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる」として例外を容認している。このため、人口比例の原則によって導き出される選挙区ごとの定数に対し、この「ただし書」を適用するかについて検討する必要がある。

以上、それぞれの課題について検討を行うこととした。

Ⅲ 特別委員会の審査・調査の概要

当特別委員会において調査検討した各項目についての審査内容等の概要は、次のとおりである。

1 議員定数について

議員定数については、都市部と中山間地域の声がバランスよく県政に働く環境を維持しつつ、常任委員会の議論の幅や深さを担保するため、現定数を維持する、あるいは区割りによっては最小限の定数増があってもよいが、見直しがなければ現状が妥当との意見が全ての会派から出され、現行どおり37人とすることで一致した。

2 選挙区について

選挙区については、平成25年の公選法改正により郡の制約なく見直すことができるようになっていたことを踏まえて検討を行い、次のような意見が出された。

(1) 現行どおりとするとの意見

(その理由)

- ・人口が少ない地域の声を議会に反映させるため、中山間地域の選挙区をしっかりと残していくことが大事。
- ・国に対して参議院選挙区の合区解消に取り組む中、現時点で新たな合区を進める立場ではなく、合区することで1人区の解消を行うのは、過疎地域の切捨てにつながる。
- ・複数人区は人口の多い自治体に議席が集中し、参議院選挙区の合区によって地域の声が国政に届きにくくなったことと同じ事態となる可能性がある。
- ・1人区を合区することは、歴史的な背景もあり慎重な議論が必要。

(2) 見直すべきとの意見

(その理由)

- ・人口比例に基づく配分を基本とし、公選法第271条の規定による強制合区の特例を認めないこと、逆転現象を起こさせないことが重要。
- ・経済や文化、地理的背景なども考慮し、中長期的に選挙区のあるべき姿を示していく議論が必要。
- ・有権者の多様な意見を反映させるためには、1人区を解消し複数人区とすることが必要。
- ・強制合区の可能性も含め、抜本的な議論をすべき。

選挙区の見直しについては、強制合区も含め区割りを見直した以下の2案が提案された。

ア 1票の格差の是正と1人区及び人口逆転現象の解消に重点を置いた見直し案

- 1 奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区と、安芸市・芸西村選挙区を合区し、定数2人とする。
- 2 香美市選挙区と、長岡郡・土佐郡選挙区を合区し、定数2人とする。
- 3 四万十市選挙区と黒潮町選挙区を合区し、定数3人とする。
- 4 宿毛市・大月町・三原村選挙区から、大月町、三原村を分区し、宿毛市選挙区として定数1人とする。

- 5 分区した大月町、三原村を土佐清水市選挙区と合区し、定数 1 人とする。

イ 1 票の格差の是正と中長期的な選挙区の在り方に重点を置いた見直し案

- 1 奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区と、安芸市・芸西村選挙区を合区し、定数 2 人とする。
- 2 吾川郡選挙区を分区し、いの町を土佐市選挙区と合区し、定数 3 人とする。
- 3 吾川郡選挙区を分区し、仁淀川町を中土佐町・禰原町・津野町・四万十町選挙区と合区し、定数 2 人とする。
- 4 香美市選挙区と、長岡郡・土佐郡選挙区を合区し、定数 2 人とする。
- 5 四万十市選挙区と黒潮町選挙区を合区し、定数 3 人とする。
- 6 宿毛市・大月町・三原村選挙区から、大月町、三原村を分区し、宿毛市選挙区として定数 1 人とする。
- 7 分区した大月町、三原村を土佐清水市選挙区と合区し、定数 1 人とする。

これらの意見を踏まえ、下記「4 市の区域の任意合区について」及び「5 町村の区域の単独選挙区について」と一括して検討を行った。

3 強制合区について

- (1) 奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区が強制合区の対象となった場合、公選法第271条の特例を適用し現行どおりの選挙区とするのか、隣接する選挙区のいずれかと合区するのかについて、県の推計人口を参考にしながら検討を行い、次のような意見が出された。

ア 現行どおりとするとの意見

(その理由)

- ・中山間地域の振興に取り組む中、人口という一側面のみをもって拙速に変更すべきではなく、地域の声を届ける仕組みを守るべき。
- ・合区することによって地域の文化や経済圏を損ないかねない。

イ 合区すべきとの意見

(その理由)

- ・中長期的展望を視野に、他の選挙区と合区すべき。
- ・人口減少が進む中で、特例を適用できる選挙区がある一方で、直ちに強制合区せざるを得ない選挙区があり、当分の間とされている特例の適用に

については課題がある。

検討過程において、住民意識、経済活動及び行政機能等さまざまな観点から地域間・町村間の関係性等について把握するため、当該選挙区を構成する5町村長からの意見聴取を実施した。

○ 5 町村長の主な意見

- ・中芸5町村は現在も中芸広域連合を構成して行政を実施しており、文化や生活圏も周辺の東部地域の市町村とは違う地域特性がある。
- ・合区することによって中芸地域から議員がいなくなれば、地域の声が県政に届きにくくなる。
- ・強制合区の対象となったとしても、地域の声を県政に反映させるため、公選法第271条の特例を適用して現在の選挙区を維持してほしい。

以上の意見を踏まえ、検討した結果、当該選挙区については、現行どおりとする方向性で、国勢調査の速報値を見て最終決定するとしていたが、国勢調査の速報値では強制合区の対象となる選挙区はなかった。

4 市の区域の任意合区について

土佐清水市選挙区が該当しており、大月町、三原村と合区する案も示されたが、最終的に上記「2 選挙区について」と一括して検討を行った。

5 町村の区域の単独選挙区について

黒潮町選挙区が該当しており、四万十市選挙区と合区する案も示されたが、最終的に上記「2 選挙区について」と一括して検討を行った。

6 衆議院小選挙区特例について

高知市が該当しているが、現行どおり分区をしないことで一致した。

7 選挙区別議員定数について

今回、令和7年の国勢調査の速報値を基に、議員定数を現行の37人として試算したところ、高知市選挙区（現行定数15人）は3人増、宿毛市・大月町・三原村選挙区（現行定数2人）、吾川郡選挙区（現行定数2人）及び中土佐町・檮原町・津野町・四万十町選挙区（現行定数2人）はそれぞれ1人減の「3増3減」となる。

また、香美市選挙区（現行定数1人）及び土佐市選挙区（現行定数1人）は宿毛市・大月町・三原村選挙区及び吾川郡選挙区より人口が多いことから、宿毛市・大月町・三原村選挙区及び吾川郡選挙区にただし書の規定を適用し

現行どおり 2 人とした場合、人口の逆転現象が生じる。

こうしたことを踏まえて各選挙区について検討を行い、次のような議論がなされた。

- (1) 高知市選挙区については、現在の定数15人が定着していること、また中山間地域を含めた多様な地域の声を県政に反映できる体制を担保するため、ただし書を適用して現行どおり定数を15人に据え置くことで一致した。
- (2) 高知市選挙区の人口比例原則に基づく試算との差引き 3 人分をどの選挙区に配当するかについて、以下の意見が出された。

ア 宿毛市・大月町・三原村選挙区、吾川郡選挙区及び中土佐町・檮原町・津野町・四万十町選挙区にただし書を適用し、現行どおりそれぞれ定数を 2 人とするとの意見

(その理由)

- ・ただし書は、人口比例で定数を定めることができない特別の事情がある場合に対応するためのものであり、中山間地域の実情に対応するものである。

- ・複数市町村で構成される広域選挙区では、複数の基礎自治体と県とのつなぎ役・補完機能を担う必要があり、県都から遠く面積が広いことを踏まえれば、複数の議席を確保する必要がある。また、複数の議席とすることが地域代表機能の確保に直結する。

- ・参議院議員選挙における合区の解消を国に強く求めている県議会として過疎地域の切捨てにつながる新たな合区を進めることは矛盾している。

- ・人口逆転現象は課題だが、合区した場合、人口の多い市から 2 名選出されることにもなり、中山間地域の意見が廃れてくる可能性がある。

- ・定数訴訟において、人口比例による定数との乖離が僅かである場合には適法とされており、土佐市、香美市の 1 議席はこの許容範囲内である。

- ・全国都道府県議会議長会において選挙区制度の見直しが議論されており、こうした国全体の制度の見直しの動向を見極める必要がある。そのため、今回は現行の区割りと定数の枠組みを維持すべき。

イ 定数配分を見直すべきとの意見

(その理由)

- ・1 票の格差是正が喫緊の課題であり、逆転現象及び 1 人区は解消すべき。
- ・逆転現象については、前回もあった議論であるので、今回で解消すべき。

また、議論の中で、前回に引き続き人口逆転現象が生じたまま現行どおりとすることについては、県民への説明責任を果たすべきとの考えが示された。

以上の議論の後、最終的に、上記（２）のアで示された現行どおりとする案と、人口逆転現象の解消を重視した案の２案が示された。

ウ 土佐市選挙区を吾川郡選挙区と合区して定数３人、香美市選挙区を長岡郡・土佐郡選挙区と合区して定数２人とする案
（その理由）

中長期的な展望を視野に、当初の区割りを分区せずに合区することで逆転現象を解消する。

ウについては、採決の結果、賛成少数で否決された。

エ 吾川郡選挙区及び宿毛市・大月町・三原村選挙区の定数は、それぞれ１人削減して１人とし、土佐市選挙区及び香美市選挙区の定数は、それぞれ１人増員し２人とする案
（その理由）

ウの案が否決されたが、逆転現象は前回から続いている状況であり、今回もその状況のまま決定するのは疑問があるため、急遽提案した。

エについては、ウが否決された後に人口逆転現象を解消する新たな案として緊急提案され、議論を深める時間的余裕がない中、その場で直ちに採決が行われ、賛成多数で可決された。

Ⅳ まとめ

以上、述べてきた審査・調査の経過を踏まえ総合的に検討した結果、当特別委員会は県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別議員定数等について、採決の結果、賛成多数で以下の結論に至った。

- 1 議員定数は、現行どおりの37人とする。
- 2 選挙区については、現行どおりとする。
- 3 吾川郡選挙区及び宿毛市・大月町・三原村選挙区の定数は、それぞれ１人削減して１人とする。

4 土佐市選挙区及び香美市選挙区の定数は、公選法第15条第8項ただし書を適用し、それぞれ1人増員して2人とする。

5 高知市選挙区(現行定数15人)及び中土佐町・檮原町・津野町・四万十町選挙区(現行定数2人)の定数は、公選法第15条第8項ただし書を適用し、現行どおりの定数とする。

当特別委員会は、令和7年の国勢調査のわずか1年半後に一般選挙が実施されるという状況であり、前回の特別委員会からの申し送りを踏まえて、令和6年6月定例会において設置され、強制合区の課題に関連する中芸5町村長の意見も聞きながら検討してきた。

全国都道府県議会議長会において、人口比例の原則が地域の代表機能の低下を招きかねないという問題意識から、人口の少ない地域の議員定数を確保するための制度の見直しが議論されている状況で、国勢調査の速報値を基準に議論を行い、今回の結論を出すに至ったが、中長期的な視点に立った抜本的な選挙区等の見直しについては次の機会に委ねることとなった。

今後も人口減少や都市部と中山間地域との人口格差が進行し、複数の選挙区が強制合区に該当することなども想定されるため、次の見直しの機会においては、参議院の合区解消の動きや全国都道府県議会議長会の今後の動き等、国全体の制度の見直しの動向を踏まえつつ、地域代表の確保はどうあるべきか、また多様な意見を県政に反映させるためにはどうあるべきかなど、いろいろな観点から検討する必要があると思われるので、地元の意見や有識者など第三者の意見も広く聞きながら、抜本的な見直しについて十分な協議を行う必要がある。

V 参考資料

1 特別委員会の活動状況

開催 年月日	委員会 調査区分	審査・調査の概要
6.7.5	委員会	正・副委員長を互選した。
6.8.8	委員会	事務局から議員定数等に関する規定等について、また選挙管理委員会事務局から公選法の関係規定等について説明を受けた。 検討課題を7項目に整理し、各会派に持ち帰ってそれぞれの課題についての考え方をまとめてくることとなった。 委員会の結論を出す時期は、原則として令和8年6月定例会までとした。
6.10.16	委員会	7項目の検討課題それぞれについて、各会派の考え方を確認した。
6.12.4	委員会	国勢調査の結果の発表時期が示され、今後の進め方について検討した。 各検討課題について協議を行った。 「強制合区」については、奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区が該当する可能性が高いため、特例適用の是非とその理由について協議することとし、各会派に持ち帰って検討することとした。 「衆議院小選挙区」については、高知市選挙区が該当するが、特例を適用せず現行どおりとすることに決定した。
7.2.4	委員会	各検討課題について協議を行った。 選挙区等の見直しについて、日本共産党から2案、県民の会から1案提出され、各会派に持ち帰って検討することとした。
7.4.28	委員会	各検討課題について協議を行った。 奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区を構成する5町村長との意見交換を行うこと

		を決定した。
7. 6. 27	委員会	奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区を構成する5町村長との意見交換会の実施について協議した。
7. 8. 13	意見交換会	奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区を構成する5町村長との意見交換会を実施した。
7. 10. 14	委員会	奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区の「強制合区」については、公選法第271条の特例を適用し、現状を維持する方向性で、国勢調査の速報値を見て最終決定することとした。
7. 12. 4	委員会	「議員定数」については、他の検討課題の議論が出そろってから結論を出すこととし、「選挙区」及び「選挙区別議員定数」について協議を行った。
8. 3. 25	委員会	各検討課題について協議を行った。 「議員定数」については現行の37人を維持する方向を確認した。 「選挙区別議員定数」については、高知市選挙区にただし書を適用し、定数を15人に据え置く方向を確認した。 高知市選挙区の人口比例の原則に基づく試算との差引き3人分をどの選挙区に配当するかについては、自民党が現行どおりとすることについて会派の意見を示した上で最終決定することとした。
8. 6. 3	委員会	5月29日に発表された国勢調査の速報値を踏まえ、各検討課題について改めて協議を行った。 「議員定数」については37人を維持することに決定した。 その他の項目については、各会派から全体的な選挙区の構成案を示したうえで決定することとした。
8. 6. 15	委員会	各派からの最終案及び緊急提案された案を採決した結果、吾川郡選挙区及び宿毛市・大月町・三原村選挙区の定数は、それぞれ1人削減して1人とし、土佐市選挙区及び香美市選挙区の定数は、公選法第15条第8項ただし書を適用し、そ

		れぞれ1人増員して2人とする、高知市選挙区及び中土佐町・檮原町・津野町・四万十町選挙区の定数は、公選法第15条第8項ただし書を適用し、現行どおりの定数とすることを決定し、付託事件の調査検討全てを終了した。 次の議員定数の協議をするに当たっての申し送りについて協議した。
8.6.19	委員会	委員会報告書及び委員長報告の取りまとめを行い、「高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例」議案を賛成する委員の連名で提出することを決定した。

2 特別委員会で参考にした主要資料

(1) 高知県議会議員定数等試算表

高知県議会議員配当定数等試算表(総定数37人)

選挙区	市町村名	令和7年国調高知県速報人口		配当基数 選挙区人口(A) 議員一人当たり人口※	配当定数		現条例 定数 (C)	差引 (B)-(C)	議員一人当たり人口		議員一人当たり人口較差		面 積 R7.10.1国土地理院 (km ²)
		市町村人口	選挙区人口 (A)		基礎 配当	調整配当 順位・調整数(B)			現条例(A/C)	配当(A/B)	現条例定数	配当定数	
高知市	高知市	309,383	309,383	17,791	17	②	18	3	20,625.5	17,187.9	2,358	1,965	309.00
室戸市、 東洋町	室戸市 東洋町	9,650 1,849	11,499	0.661 (任意合区済み)	1		1	0	11,499.0	11,499.0	1,314	1,314	322.24
安芸市、 芸西村	安芸市 芸西村	14,625 3,553	18,178	1,045 (任意合区済み)	1	⑫	1	0	18,178.0	18,178.0	2,078	2,078	356.76
南国市	南国市	45,413	45,413	2,611	2	④	2	0	22,706.5	22,706.5	2,596	2,596	125.30
土佐市	土佐市	23,839	23,839	1,371	1	⑦	1	0	23,839.0	23,839.0	2,725	2,725	91.50
須崎市	須崎市	18,310	18,310	1,053	1	⑪	1	0	18,310.0	18,310.0	2,093	2,093	135.20
宿毛市、 大月町、 三原村	宿毛市 大月町 三原村	17,239 3,899 1,274	22,412	1,289	1	⑨	1	△ 1	11,206.0	22,412.0	1,281	2,562	474.24
土佐清水市	土佐清水市	10,388	10,388	0.597 (任意合区対象)	1		1	0	10,388.0	10,388.0	1,187	1,187	265.42
四万十市	四万十市	30,502	30,502	1,754	1	③	2	0	15,251.0	15,251.0	1,743	1,743	632.32
香南市	香南市	31,293	31,293	1,799	1	①	2	0	15,646.5	15,646.5	1,789	1,789	126.46
香美市	香美市	24,423	24,423	1,404	1	⑥	1	0	24,423.0	24,423.0	2,792	2,792	537.86
奈半利町、 田野町、 安田町、 北川村、 馬路村	奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村	2,724 2,263 2,022 1,090 649	8,748	0.503	1		1	0	8,748.0	8,748.0	1,000	1,000	449.47
長岡郡、 土佐郡	本山町 大豊町 土佐町 大川村	3,022 2,761 3,430 339	9,552	0.549	1		1	0	9,552.0	9,552.0	1,092	1,092	756.68
吾川郡	いの町 仁淀川町	19,690 4,015	23,705	1,363	1	⑧	1	△ 1	11,852.5	23,705.0	1,355	2,710	803.97
佐川町、 越知町、 日高村	佐川町 越知町 日高村	11,256 4,430 4,414	20,100	1,156	1	⑩	1	0	20,100.0	20,100.0	2,298	2,298	257.60
中土佐町、 梶原町、 津野町、 四万十町	中土佐町 梶原町 津野町 四万十町	5,307 2,909 4,676 13,855	26,747	1,538	1	⑤	1	△ 1	13,373.5	26,747.0	1,529	3,057	1,269.79
黒潮町	黒潮町	8,945	8,945	0.514	1		1	0	8,945.0	8,945.0	1,023	1,023	188.46
計		643,437	643,437		34		37	0	17,390.2	17,390.2			7,102.28

※議員一人当たりの人口＝県総人口(643,437人)÷議員定数(37人)＝ 17,390.2 (小数点第2位四捨五入)

・土佐市と吾川郡を合区
・香美市と長岡郡、土佐郡を合区

高知県議会議員配当定数等試算表(総定数37人)

選挙区	市町村名	令和7年国調高知県速報人口		配当基数 選挙区人口(A) 議員一人当たり人口※	配 当 定 数			定数改 正案 (C)	差 引 (B)-(C)	現条例 定数	議員一人当たり人口		議員一人当たり人口較差		面 積 P7.10.1国土地理院 (km ²)	
		市町村人口	選挙区人口 (A)		基礎 配当	調整配当 順位、調整数	計 (B)				改正案(A/C)	配当(A/B)	改正案定数	配当定数		
高知市	高知市	309,383	309,383	17,791	17	③	1	18	15	3	15	20,625.5	17,187.9	2,358	1,965	309.00
室戸市、 東洋町	室戸市	9,650	11,499 (任意合区済み)	0.661	1			1	1	0	1	11,499.0	11,499.0	1,314	1,314	322.24
	東洋町	1,849														
安芸市、 芸西村	安芸市	14,625	18,178 (任意合区済み)	1,045	1	⑪		1	1	0	1	18,178.0	18,178.0	2,078	2,078	356.76
	芸西村	3,553														
南国市	南国市	45,413	45,413	2,611	2	⑥		2	2	0	2	22,706.5	22,706.5	2,596	2,596	125.30
土佐市、 吾川郡	土佐市	23,839	47,544	2,734	2	⑤	2	2	3	△ 1	1 ----- 2	15,848.0	23,772.0	1,812	2,717	895.47
	いの町	19,690														
	仁淀川町	4,015														
須崎市	須崎市	18,310	18,310	1,053	1	⑩		1	1	0	1	18,310.0	18,310.0	2,093	2,093	135.20
宿毛市、 大月町、 三原村	宿毛市	17,239	22,412	1,289	1	⑧	1	1	2	△ 1	2	11,206.0	22,412.0	1,281	2,562	474.24
	大月町	3,899														
	三原村	1,274														
土佐清水市	土佐清水市	10,388	10,388	0.597 (任意合区対象)	1			1	1	0	1	10,388.0	10,388.0	1,187	1,187	265.42
四万十市	四万十市	30,502	30,502	1,754	1	④	1	2	2	0	2	15,251.0	15,251.0	1,743	1,743	632.32
	香南市	31,293	31,293	1,799	1	②	1	2	2	0	2	15,646.5	15,646.5	1,789	1,789	126.46
香美市、 長岡郡、 土佐郡	香美市	24,423	33,975	1,954	1	①	1	2	2	0	1 ----- 1	16,987.5	16,987.5	1,942	1,942	1,294.54
	本山町	3,022														
	大豊町	2,761														
	土佐町	3,430														
	大川村	339														
奈半利町、 田野町、 安田町、 北川村、 馬路村	奈半利町	2,724	8,748	0.503	1		1	1	1	0	1	8,748.0	8,748.0	1,000	1,000	449.47
田野町	2,263															
安田町	2,022															
北川村	1,090															
馬路村	649															
佐川町、 越知町、 日高村	佐川町	11,256	20,100	1,156	1	⑨	1	1	1	0	1	20,100.0	20,100.0	2,298	2,298	257.60
越知町	4,430															
日高村	4,414															
中土佐町	5,307															
梶原町	2,909															
津野町、 四万十町	津野町	4,676	26,747	1,538	1	⑦	1	1	2	△ 1	2	13,373.5	26,747.0	1,529	3,057	1,269.79
	四万十町	13,855														
	黒潮町	黒潮町														
計		643,437	643,437		33		4	37	37	0	37	17,390.2	17,390.2		1,023	7,102.28

※議員一人当たりの人口＝県総人口(643,437人)÷議員定数(37人)＝ 17,390.2 (小数点第2位四捨五入)

(2) 関係法令等

○地方自治法(昭和22年法律第67号)(抜粋)

(都道府県議会の議員の定数)

第90条 都道府県の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 前項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。

3～7 (略)

○公職選挙法(昭和25年法律第100号)(抜粋)

(地方公共団体の議会の議員の選挙区)

第15条 都道府県の議会の議員の選挙区は、一の市の区域、一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域又は隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定める。

2 前項の選挙区は、その人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数（以下この条において「議員1人当たりの人口」という。）の半数以上になるようにしなければならない。この場合において、一の市の区域の人口が議員1人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて1選挙区を設けるものとする。

3 一の市の区域の人口が議員1人当たりの人口の半数以上であつても議員1人当たりの人口に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて1選挙区を設けることができる。

4 一の町村の区域の人口が議員1人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもつて1選挙区とすることができる。

5 一の市町村（地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、区（総合区を含む。第6項及び第9項において同じ。）。以下この項において同じ。）の区域が2以上の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における前各項の規定の適用については、当該各区域を市町村の区域とみなすことができる。

6 (略)

7 第1項から第4項まで又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

9 (略)

10 前各項に定めるもののほか、地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県の議会の議員の選挙区の特例)

第271条 昭和41年1月1日現在において設けられている都道府県の議会の議員の選挙区については、当該区域の人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数の半数に達しなくなつた場合においても、当分の間、第15条第2項前段の規定にかかわらず、当該区域をもつて1選挙区を設けることができる。

○公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)(抜粋)

(人口の定義)

第144条 法及びこの政令における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。ただし、官報公示の人口の調査期日以後において都道府県、郡又は市町村の境界に変更があつた場合においては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第176条又は第177条の規定によつて都道府県知事が告示した人口による。

○高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例(平成14年高知県条例第1号)

(議員の定数)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第90条第1項の規定により、高知県議会の議員の定数を37人と定める。

(選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数)

第2条 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第15条第1項から第5項まで及び第8項の規定により、高知県議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を次のとおり定める。

選 挙 区		選挙すべき 議員の数
名 称	区 域	
高知市選挙区	高知市	15人
室戸市・東洋町選挙区	室戸市 安芸郡のうち東洋町	1人
安芸市・芸西村選挙区	安芸市 安芸郡のうち芸西村	1人
南国市選挙区	南国市	2人
土佐市選挙区	土佐市	1人
須崎市選挙区	須崎市	1人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	宿毛市 幡多郡のうち大月町 三原村	2人
土佐清水市選挙区	土佐清水市	1人
四万十市選挙区	四万十市	2人
香南市選挙区	香南市	2人
香美市選挙区	香美市	1人
奈半利町・田野町・安田町 ・北川村・馬路村選挙区	安芸郡のうち奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村	1人
長岡郡・土佐郡選挙区	長岡郡 土佐郡	1人
吾川郡選挙区	吾川郡	2人
中土佐町・檮原町・津野町 ・四万十町選挙区	高岡郡のうち中土佐町 檮原町 津野町 四万十町	2人
佐川町・越知町・日高村選挙区	高岡郡のうち佐川町 越知町 日高村	1人
黒潮町選挙区	幡多郡のうち黒潮町	1人

附 則 (略)

3 議員定数問題等調査特別委員会委員

委員長 弘 田 兼 一

副委員長 西 森 雅 和

委員 竹 内 健 造

同 田 中 徹

同 西 内 隆 純

同 三 石 文 隆

同 依 光 美代子

同 坂 本 茂 雄

同 岡 田 芳 秀

同 塚 地 佐 智

○委員の交代

武石 利彦（令和6年7月5日～令和8年2月17日）

依光美代子（令和8年2月19日～）

橋本 敏男（令和6年7月5日～令和7年12月4日）

坂本 茂雄（令和7年12月19日～）

明神 健夫（令和6年7月5日～令和8年3月24日）

三石 文隆（令和8年4月3日～）